
平成30年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第3日)

平成30年12月11日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成30年12月11日 午前8時58分開議

- 日程第1 一般質問 7. 藤升 正夫 議員
8. 大庭 澄人 議員
9. 河村 隆行 議員
10. 桑原 三平 議員
11. 庭田 英明 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問 7. 藤升 正夫 議員
8. 大庭 澄人 議員
9. 河村 隆行 議員
10. 桑原 三平 議員
11. 庭田 英明 議員
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松蔭 茂君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	榎木 昭典君			

午前8時58分開議

○議長（安永 友行君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

○議長（安永 友行君） ここで、最初に、日程に入る前に、きのうの一般質問での発言取り消しについてのことをお諮りいたします。

昨日12月10日の一般質問において、松蔭議員の外国の一部地域を引用した発言がありました。不適切でありますので、これを取り消したいと思えます。

ここでお諮りをします。取り消すことを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、松蔭議員からの発言の一部は、会議録及びCATVから削除することに決定をしました。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。7番目の通告者、11番、藤升議員の発言を許します。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） おはようございます。

それでは、本日の一般質問を行いたいと思えます。

まず初めに、住民サービス向上のための事務効率化について、町長に質問をします。

この質問は、住民サービスを低下させないで事務の効率化を図り、単純な事務量を減らし、経

費削減を行う体制を整えることを求めるものであります。

吉賀町は、毎年の決算とあわせて事務報告書を作成しており、この中に事務の改善という項目があります。役場全体の取り組みとして、文書管理を主体とした事務の改善を、町村合併以前から取り組んでいます。

吉賀町になってからも平成19年までの3年間に行政文書管理改善機構へ590万円の委託料を払い指導を受け、毎月の文書管理委員会開催、カメラパトロールを実施するなど、多くの労力をかけてきました。近年は、この文書管理委員会の開催は年3回と少なくなっています。

文書管理以外でも住民サービスの向上のため、ローカウンターの設置、ワンストップ窓口サービスの導入、庁舎改修と合わせた窓口のレイアウト変更なども行ってきました。

事務の改善の中には、住民サービスを引き上げるための設備改修を伴うものもあれば、関係者へのわかりやすい情報の提供、制度の周知などもあります。

役場内では人事異動もあり、前の担当者が行っていたことに多くの疑問を持つ前に事務を進めなければならない場面が多いと感じています。次第にこれでいいと勝手に思い込み、事務量を減らし、経費を削減しようという意識がどこかへ行ってしまう。あるいは、その方法を探ろうとしてもわからないままずると事務を行っているということはないでしょうか。

国や県から来る法令などの改変に伴う事務の変更には対応をしても、単純な料金の請求に対する支払い業務には、疑問を持つこともなく事務を行っている場合があります。

例えば、監査委員の例月出納検査で、電話料金の支払いに関して可能な範囲でまとめて請求してもらい、割引制度を利用するよう指摘をしています。2本の電話料金請求を1本にするという事で100円の割引、3本を1本にすれば200円の割引になります。請求する側にとっても、支払う側にとっても利益につながることです。多くの部署でまとめる手続が行われましたが、いまだにそのままのところもあります。

さらには、1本の電話番号に対して3社から請求が来るというものもあります。請求書を受け取る前から支払いまでの一連の事務を見渡し、検証をすることが必要です。

初めに紹介した文書管理委員会のように、役場全体で取り組み、経費と事務量の削減を行いつつ、住民サービス向上を行う事務の改善を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日もどうかよろしく願いいたします。

それでは、藤升議員の1点目、住民サービス向上のための事務効率化をということにつきまして、まず、前段の部分のお答えをさせていただきたいと思います。

事務効率化と経費節減について、まだまだ不十分という御指摘でございますが、残念ながら、そうしたところがあると認識をしているところでございます。

例示いただいた電話料金の件につきましては、現段階で対応できていませんので、取り急ぎ対処してまいりたいと思います。

また、業務に対する職員の姿勢についても御指摘をいただいておりますが、職員一人一人が常に問題意識を持ち、役場全体として取り組みを進めるように、庁議等さまざまな場面で共通認識を図り、全職員全部署のレベルアップに向けて努力をしてまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の最後のところで質問をいたしました文書管理委員会のように、そういう仕組みの中で取り組むということが、私は必要であるという趣旨で今質問をしております。

といいますのは、どのようにやったらいいのかわからないままということ、さっきの質問の中で述べましたが、そもそも請求する側の仕組みが会社によって違っている、そのことを受け取る側は、なかなか詳細な制度まで理解をするということに困難がある場合があります。

そのことがずるずると先ほどの質問で表現をしましたが、なってしまう。簡単なことであれば誰でもすぐできますが、わからない、そのわからないものを、先ほど紹介した文書管理委員会のようなところで、本当にこれはどういうものなのか、それを共通認識の中にして、それが役場全体の中で共有される、そういうことがないと、日々忙しく業務を進める中で、一つ一つ相手方に、みんなばらばらで、これはどういうことですかということにもなりませんから、役場全体で取り組むということを求めているわけですが、もう一度お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一例ということで、通告にもございました文書管理のことについてのお話がありました。

文書管理は、合併前、旧柿木村から六日市町でも取り組んでおりました。とりわけ六日市町につきましては平成7年、8年ぐらいから検討を始めさせていただきました。

当時、私がちょうど総務課でその担当でございましたけど、吉賀町に限らず、当時は不要文書の氾濫であったり、それから、文書の私物化であったり、ちょうど情報公開の開示請求等が全国的に広がってくる、そういった時期でございまして、そういう中にありまして、文書管理がしっかりしていないと結果的に情報公開にも対応できないと、こういった整理をさせていただいて、7年、8年で検討をいたしまして、実質、六日市町の場合で申し上げますと、平成10年度からモデル化の導入をさせていただいて、2年をかけてまして、平成11年度後半からその導入を行ったということで、その後維持管理をずっと行ってきたわけでございます。

そうして平成17年の合併を迎えました。

17年の合併のときには、いろいろ事務のすり合わせをする中で、当時、六日市町が行ってお

りましたバーチカル、現在の方法ですけど、その方法と、柿木の場合はボックスファイリングということで、別な手法でやっておられました。

事務のすり合わせをする中で、現在の旧六日市町が行っておったバーチカルの文書管理、アイムシステムを導入しようと、こういったことになりまして、先ほどお話もございましたが、平成17年度から3年間かけて導入をさせていただいて、これはすり合わせ、全庁的などということで導入をさせていただいたということでございます。

こういった類いのは、一般的に言われるのは導入3年で維持が10年と、導入3年かけても、その後10年しっかり維持管理をしないとシステムとしては完成をしないよと、こういったつくりでございますので、17年度から3年間、約590万円をかけて導入の整理をさせていただいて、平成19年、20年から約10年間、ちょうど今、本当に10年間なんですけど、平成30年度になりましたから。どうにか維持管理の体裁ができてきたということでございます。

今、本当に、合併当初は行革の絡みの中で、この590万円がいかげなものかというような議論もありまして、自主管理方式に移行させていただいて、今は職員が自主的に管理をしておりますから経費はかかっておりませんが、今からしっかり、そこらあたりの対応も緩めることなく行っていかなければならないと思います。

ああして維持管理が今、状況ができているというのは、全庁的に、組織的にそういったことを取り組んできておったからこそ現状があるわけでございますので、先ほど電話の料金の請求等のお話もございましたが、これにつきましても、庁議がそういった場になるのかもわかりませんが、組織的に、意識的に目的意識を持ってそうしたことに取り組まないといけないというふうに思っています。

文書管理の場合で言いますと、文書管理委員会というのがありまして、今は順調に維持管理がおおむねできておりますので、年に3回の開催でございますが、これが今の状態でいいのかどうかということも御議論あろうかと思えます。

ただ、これを常に同じ、職員、意識を持って、組織的に取り組んでいくというのが非常に大事な部分でございますので、いろいろその事務のところでは足りない部分につきましては、そういった組織を通じて全職員、全庁挙げて取り組んでいくという姿勢が、組織を挙げてというところが非常に大事になってくるのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 庁議、または全体でというお話でもございましたが、この事務量を減らすというときに、請求先のシステム変更等を伴うものもあります。経費削減が両者の共通した課題として捉えて、相手先に対し積極的な提案を行う、こういうことも、こちら側の料金請求を受ける側として考える。そういうことも取り組む必要があると考えています。

そのためには、事務方のとこ、または先ほど言うた委員会、そういう、ちょっと深く研究をする、そういう部分、部署がないとなかなかそこまで行きつかないというふうに考えております。

さらに、先ほどの文書管理委員会のことの取りかかりのとこで申しますと、旧六日市町時代には、委員長は助役、今でいいます副町長が就くことになっていました。事務方のトップがしっかりとリードし、実践をする体制が重要かと考えます。

改めてお聞きをしますが、町長は具体的な体制のあり方について、庁議という前に、もう一つ専門的に研究をする段階の体制、これについてどのように考えるかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 文書管理、それから電話料金の請求の件、事例を挙げていただきましてお話がございました。

いずれにしても、これまでの過去の前例にとらわれることがないように、職員のほうから新たなシステムの提案であったり、そういったこと具体策が、組織的に上に上がってくるように、管理職のほうまで上がってくるように、そうした、やっぱり事に心がけていかなければならないというふうに考えているところでございます。

特に、今、制度的に職員の提案制度というのもございます。そうしたこともしっかり活用させていただきながら、行っていきたいと思えます。

今、その実務というところで申し上げますと、総務課のほうを担当しております。それから、文書管理委員会の過去の組織の部分のお話もございました。

これは、いろんな経過の中で、現在のような体制になっているということでございますので、そうした組織のあり方を含めて、これから、いろんな面、多方面から検討させていただきたいと思えます。

昨日来、機構改革等のお話もあるわけでございます。そうしたところでカバーできる部分、それからその前段で、それぞれの課の事務文書の中で、係の中、グループの中で解決できるようなことも当然あるわけでございますので、そうしたことも含めて、これからしっかり検討させていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の機構改革ということも御答弁の中にありました。吉賀町まちづくり計画、これは町の中心の計画として捉えられております。そういう中で、行財政対策のところ、第6章であります、この中に第1節行財政改革の推進として、急速に進む時代の変化の中、地方自治体の役割と責任はますます重要となっており、増大多様化する行政需要に対応しながら、地域社会の活性化と住民福祉、町民サービスの向上を図ることが求められていますというふうにし、現状と課題の中で、今、町長が言われましたことに入るわけですが、真に必要な行

政サービスを将来にわたって提供していくためには、事務事業や組織機構の見直し、そして、職員の能力開発や組織マネジメントの改善等、多岐にわたる行政課題を克服し、体力のある持続可能な自治体経営をすることが求められていますと、このように、まちづくり計画の中では述べております。

そのような中で、今、重要になってきているのは、この計画、そして吉賀町には町長を本部長とする吉賀町行財政改革推進本部というものもございます。

そういうように、業務の指針、また体制が既にある中で、じゃあどうやって、より効率的な事務を推進するために取り組むか、やはり、町長が先頭を切って、その動きをする、そのためにあるのが先ほどの行財政改革推進本部であるというふうに認識をしておりますが、改めて町長のこの事務の改善というところでのお考えをお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まちづくり計画の中でも、今、御紹介がございましたが、行財政改革というのは永遠の課題でございまして、常にそういった活字があるわけでございます。

当然、行政の役割と責任、しっかり果たしていかなければならないということでございます。

事務改善で申し上げますと、ああして予算の上では物件費というのはございますが、今、本当に全庁的にその物件費もなかなか削減できないと、これから、当初予算の編成、査定作業に入るわけでございますが、原課からは膨大な、やっぱり一番かかるのはシステムの維持管理でございまして、電算関係でございまして、それ以外にも日常的なその事務を遂行していく上では、非常に高額な物件費ということになっています。

これを、やはり総体的に抑えていかないと全体の予算、あるいは財源と入りと出の部分のバランスもとれないということでございますので、その物件費を抑制をしながらも、住民の皆さんに対しての行政サービスが低下をしないようにということ、やっぱり一方では考えていかなければならないというふうに思います。

今、お話もありましたように、役場の中には行財政改革推進本部がございまして、その本部長は私が当たっているということでございます。

引き続き、会議等も行っているわけでございますが、今回お話をいただきました内容を含めて、引き続き、全庁全職員挙げて、この推進本部、活性化をさせていただいて、行革に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 島根県におきまして、御存じとは思いますが、庁内の事務事業の見直しについて、ワーキンググループをつくったり、若手職員の意見を聞いたりしながら検討するという、これは平成19年当時であります、このようなことも行われております。

また、よその事例の中で、公共料金の支払い事務の効率化を図るため、支払い方法を口座自動振替にしたというようなどころもございます。

今の吉賀町の取り組みの中で、実際に事務量の低減、また経費の削減につながるかどうかについては、ほかの手数料との問題もあり、私のところでははっきりとは申しませんが、これらも、ぜひ検討の中に入れていただきたいということを申し述べまして、次の質問に移ります。

設計書と工事図面とのずれをなくす取り組みをということでお聞きをいたします。

ことし8月に監査委員より、平成29年度吉賀町各会計決算審査報告書が、町長に提出をされております。

この中で、建築物解体工事において、図面と齟齬のある設計書により入札施工されているものがあつた、工事設計におけるチェックのあり方を、全庁の課題として対策を講じられたいというものがあつました。

町長は、この課題に対してどのように取り組んできたか、今後の取り組みとあわせお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、次の設計書と工事図面とのずれをなくす取り組みをということで、まず前段の部分についてお答えをさせていただきたいと思つます。

建築物解体工事におきまして、設計書と齟齬のある図面によりまして入札が執行されたことにつきましたは、調査をいたしましたところ、図面に記載をされている数量に若干の誤りがあつたということを確認をさせていただいたところでございます。

設計業務の専門家である建築士が作成をいたしました書類のチェックを職員が行うということは、困難な面もあるわけでございますが、基本的な事項についてはチェック体制を、当然でございますが強化をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 強化をしたいということですけども、その強化の中身、これについてもう一度、御答弁を願つます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 後段の部分に続くのかもわかりませんが、専門的技術者の配置につきましては、その必要性を否定するものではない、これは、これまでの一般質問の中でも、ほかの議員さんのほうにもお答えをしているところでございます。

役場組織全体の人事管理という面や、あるいは工事関係のみならず行政事務全般が高度化、あるいは専門化をしている現在でございますので、それぞれの分野において、それ相応の専門の職員を配置をするというのが、やはり一番ベストな形ではないかというふうに思つております。

ただ、そういたしますと、人員の関係、定員の関係で、なかなか難しい部分もあるわけがございます。そういたしますと、現在の体制の中で、まずどういったことが想定されるかということでございますが、例えばの話で申し上げますと、それぞれ原課で行っておりますそういった設計業務の成果品、納品があれば、その内容について仕事の中で、そうした仕事に携わっておられる事業課、例えば建設水道課であったり、そうしたところに一旦回付をして、そちらのほうの職員にチェックを入れていただく、それだけでも随分、チェック機能は果たせるかなというふうに思っています。

ただ、建設水道課自体も、当然、通常の業務があるわけございますので、そうしたことができるかどうかも含めて、それから、ほかの多方面からの検討もさせていただいて、チェック体制の強化というのは、これからしっかり検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そういう、今、一部御答弁もありましたが、やはり専門的な知識を持ち、能力を発揮しようとする技術者、実際にはなかなか採用が困難であるということもお聞きをしておりますし、体制の強化だけでなく、例えば設計書、それから図面とともに上がってきますが、数量計算書がきちっとついているかいうたら、そうでないものもあります。

ですから、設計書に書かれている数字がどこの数字かすらわからないものが、成果品として上がってきているものもありますから、まず業者、発注する前の段階から、そういう必要なものをつけさせるようにすることによってでも、数量のチェックは可能となります。

そのような取り組みも含めてやることで、先ほどは原課から、一定の設計書を読む力のある建設水道課へということもありましたが、まず原課が責任を持ってやるというのは、今の吉賀町の仕組みとしては、そのことでやっているわけですので、そういう一つ一つの事業を通じて、職員そのものも経験を積み、あそこに任せればいいということではなく、自分がこのことに責任を持って仕事をやり遂げると、そういうことが、私は必要であると思いますし、その不足の部分専門的に知識を持っている人に聞きながらやっていく、そういう取り組みのほうが、私はいいかというふうに考えております。

そういう中でありますが、先ほど言いましたように、近隣の自治体の中では土木技師を採用しようとしても応募者がなかなかないというふうに聞いておりますが、5年前に人的被害という最悪の惨事となった津和野町の豪雨災害では、主な農林土木被害だけでも1,300カ所、120億円の被害額となりました。ここにその記録がございますが、この豪雨災害の記録を見ますと、吉賀町における現場技術者の技術の習得、向上と継承を行う体制を整えることが必要

であるというふうに、強く感じております。

昨日の質問でもありましたが、西日本豪雨災害、ことしの冬の大寒波、どこで自然災害が起きてもおかしくない状況にあります。

そこで、体制上の仕組みとして、技術職員の技術研修の保障と数年ごとに人事異動により技術系から事務系へ配置がえされることが多くありますが、経験の蓄積も重要であることに、十分な配慮をした人事について、町長のお考えを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 数年前のお隣の津和野町で発生いたしました甚大な災害でございましたが、御紹介をいただきました。専門職、これは土木系の職員に限らず、ほかの福祉とか医療関係も含めてでございますが、専門職の公募をかけてもなかなか集まらないという現状もあるわけがございます。

技術職員の研修の強化、これは当然のことでございますし、それから、一般行政職員として採用された職員が吉賀町の場合はほとんどでございますが、今はどの課にいても、金額の大きい小さいはありますが、ほとんどの課が事業を持っております。ですから、一般行政職員とはいいながら、工事の発注であったり、先ほどからお話があるような設計業務に携わったり、そうしたことが日常的に業務としてあるわけでございます。今技術を専門にやっている職員に限らず、一般行政職員もそうした知識を広く浅くまづ持つておくということが必要かと思えます。

ですから、役場の職員が自治研修所へ出かけたり、ほかの団体が行う研修のほうにも出向いております。それから、庁内研修、講師を招聘して職員研修をするという場面もあるわけでございますが、そうしたところで技術的な設計書の見方であるとか、先ほど御紹介のあった数量のチェックの仕方であるとか、通常業務の中でこういったことがあるという前提で、全職員を対象にした研修も考えていく必要があるかなと思えます。

それから、専門職員がなかなか採用できない、公募をしても応募がない、そうしたジレンマがあるわけでございますけれども。そうはいいいながら、一部の職員は専門に精通した職員もいるということでございます。現場のほうからいろいろお話も上がってきますけれど、技術の継承、職員も人事異動があるということになりますと、後任の職員へその事務を引き継ぐ、継承していくということは非常に大事な部分でございます。就職をして、終身やめるまでその職ということになれば、それ相応の専門職になるわけでございますが、そうした職員の将来でありますとか働き方を考えると、なかなか難しい問題がございます。ということで、数年のスパンで人事異動があるということになりますと、そこで培ったノウハウ、スキルを次の後任の職員のほうへ引き継いでいく、こういったことが必要になりますので、それはそれぞれの持ち場の管理職の責任において、あるいは吉賀町役場全体の責任として、これは私と副町長になるわけでございますけれど、

そうしたところで技術の継承、スキルの継承というのは考えていかなければならない問題というふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、全職員を対象にした研修ということでもありましたが、目の前に一定の工事のものが仕事として直接入ってきたときには結構本気でやりますが、そうでないときはどうしてもそこまで行き着かないとい側面も持っておると思います。そういう点から、今後行われる工事に関して、部署を超えた技術的相談、これに答えることのできる担当者、その職員のいる課では大変なことになるというふうには想像しますが、一定のことであれば、そこで問題の解決をし、また、その事業を行うところの担当者にとってもポイント、ポイントがなかなか見えない、どこをどうしたらいいのか、設計書のどこを見たらいいのか。本当に初歩的なところですけれども、そここのところのアドバイスをいただきながら、その先はまたそれぞれの職員が研究調査し、自分なりに勉強するということで、その職員の能力の向上、そこにつながるというふうに考えておりますので。そういう部署を超えた技術的相談に対応する担当者の配置について、町長のお考えを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 具体的な御提案をいただきました。今それができるかということ、非常に難しい問題というのが今お聞きしながら思ったところでございますが。いずれにしても、いろいろなところで御指摘いただいたようなこともあるわけでございますので、技術的な相談であったり助言、どこのセクション、部署あるいはマンパワーを含めて、どういった形でできるのか、職責の問題とかいろいろあるかと思えます。いただいた具体的な内容について、総務課が中心になりますけれども、しっかり検討させていただきたいと思えます。それをもってできるかどうかわかりませんが、まず具体的な御提案いただいたところについては、しっかり検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 私もわからないところが多くあります。それで、以前建設課で課長をされていた方また今役場のほうにも来ていただいておりますが、その方とかいろんな方にどういうふうにしたらいいのかということ、いろいろと御相談もさせていただいております。やっぱり聞かないとわからない面が多分にありますので、聞きたいのだけど忙しそうにしていたら聞けないという、聞く側の気持ちの問題もありますので、この人にだったら聞いてもいいよということを町の取り組みとして捉えるということが大事であるというふうに感じておりますということを申し述べて、次の質問に移ります。

むいかいち温泉ゆ・ら・らのプール再開をということでお聞きをいたします。

正式名称が、吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの設置目的、設置条例第1条に規定する住民の健康増進と交流促進のためということは、現在も変わっていないか、まずお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きましてむいかいち温泉ゆ・ら・らのプール再開という見出しでのことについて、お答えさせていただきたいと思います。

ゆ・ら・らの設置目的、今御紹介もございましたが、設置目的に関することにつきましては、町民の健康増進と交流促進のためという設置目的に変更はございません。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） まず、目的について変わらないということです。そして、むいかいち温泉ゆ・ら・らの温泉プールを活用した住民の健康増進と交流促進のためという目的を実現するために、ここ数年の主な取り組みと介護予防事業としての水中運動事業及びそれ以外の利用者数の推移、介護・医療保険への貢献度について、具体的な数字あるいは想定される効果と利用者の声について、答弁を求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 少し具体になろうかと思いますが、お答えさせていただきたいと思います。

温泉プールを活用した住民の健康増進と交流促進のためという目的を実現するための取り組みについて、お答えしたいと思います。

介護予防事業による水中運動教室は、65歳以上の方を対象として、平成19年5月より事業を開始いたしまして、年間延べ利用者数は1,400人から1,600人の間で推移をいたしまして、毎年60人前後の方が登録しておられるという状況でございます。

開始当初より、体に負担が少なく効果の高い運動として、参加者の多い事業となつてございます。

一方、健康増進事業でございます。これにつきましては、平成27年9月よりおおむね40歳から74歳までの方で今までに水中運動を経験したことのない方を対象に、年4回分のゆ・ら・らの温水プール利用料、これを助成する水中運動無料体験事業ということで実施いたしました。

本事業の利用者は19人でしたが、このうち数名の方は後に介護予防事業による水中運動教室への参加につながったり、個人的にプールを利用し始めたという方もいらっしゃったようでございます。

水中運動に限定した効果を具体的な数値としてお示しすることはできないわけですが、利用者アンケートによりますとということでお答えしたいと思います、「足腰、膝が楽になつ

た、動くようになった、麻痺していた足が動くようになった、体力がついていたから手術ができた、風邪を引かなくなった、血糖あるいは血圧が下がった、また楽しかった、気分が明るくなった、友達ができた」などの感想が多く寄せられておりまして、心身ともにさまざまな効果があったものというふうを受けとめているところでございます。

一般的に言われております水中運動の効果といたしましては、温熱、浮力、粘性、静水圧の作用などがあるようでございます。膝や腰の痛みにより、地上では歩くことができない方も、浮力あるいは粘性のある水中では、負担が軽減されるため歩くことが可能になるということでございます。また、ふらついたといたしましても、転倒することなく安心して動くことができます。膝や腰にかかる負担は軽減されますが、水の抵抗力によりまして、負荷をかけた全身運動を行うことが可能でございます。

実際、水中運動教室の参加者の使用歴として、膝痛、腰痛を持つ方、膝や股関節に人工関節を入れておられる方の参加が多くいらっしゃいました。そういった方たちが水中運動という機会がなくなったことで、運動や外出の機会が失われるということ、危惧をしているところでございます。また、積極的な社会参加をしている方は、健康で長生きであるという研究結果もあるように聞いております。

当町の介護予防事業は、社会参加の促進にも重きを置いて計画実施しております。そうした意味で、楽しく参加できる場、仲間、友達と会える場であるということは、外出するきっかけの一つとなりまして、それが運動を長く継続することにもつながってきたと考えております。

このように水中運動教室は、高齢者の身体の機能改善、機能維持だけではなく、心身の健康や社会参加の促進にも大きな役割を果たしていたことを考えれば、介護、医療保険への貢献度は、大きなものだったというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、来年4月からの、ゆ・ら・らの指定管理者募集要項についての質問を行いますが、この来年4月からの募集要項では、プールを休止とし、夏季営業については別途協議とあります。温泉プールに関するこれまでの説明は、来年3月までプールを休止することで、温泉プールに係る電気使用量や灯油使用量などを正確に捉えることができず、詳細な試算をすることが困難であることから、プールに係る経費を調査するため休止するということであったと思います。4月からの休止は、光熱水費の状況を見て判断するというものでなかったのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、プールの中止ということについてでございます。

現指定管理の期間は、12月から3月まででございます。その後の4月から11月までの光

熱水費の状況を試算したいということで、原則中止といたしました。

現指定管理者におきまして、12月から3月のプール中止の理由として、次の2点を挙げて説明をしたところでございます。

まず、1点目は、現在、プール専用の電気メーター等が設置されていないことから、プールに係る電気使用量や灯油の使用量などを正確に捉えることができず、プールの運営に係る経費を把握することが困難でございまして、このことからプールを中止し、プール以外の経費を明らかにすることで、プールの運営に係る経費を把握していきたいということ。

それから、2点目は、冬場の利用者は特に少なく、温泉の加温等の費用が多くかかる時期でございまして、プールを中止することで現在の指定管理期間における収支の改善を図りたいというこの2点でございまして。

趣旨といたしましては、プールを中止することによって費用を把握したいということと、指定管理者の収支改善を行いたいということでございます。プールを再開するかしないかによって指定管理料は大きく変化、いわゆる変わることでございますので、平成31年4月からの指定管理者の公募を行うに当たり、次の2つの方法を検討したところでございます。

1つ目は、プールを再開することとして、経費を計上して公募する。中止をした場合は、指定管理料を減額変更することとなります。

2つ目は、プールを中止することとして、経費を計上せず応募する。協議が整い次第再開する場合は、指定管理料の増額変更をするということになるかと思っております。

この2つの案のうち、2つ目、後者の選択をして、現在、公募条件としたところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 私は4月からの夏場までを休業するというのが、この募集要項で言われていることであるというふうに。で、夏季営業については、また改めて別途協議というふうに受けとめております。

4月から夏場までを頭から休業するという根拠について、先ほど町長の答弁はありましたが、これまでの毎月の費用等はあるわけですから、それと、この12月から来年3月までを比較する中で、一定の経費の見通しは立つと思っております。

そのようなことから、夏場、夏季営業としか限定しないやり方というのは、なかなか納得できるものでもありません。春5月から秋の10月ぐらいまで、このような時期というのは、それほど冷え込んだりする時期でもありません。そういう夏季を挟む時期をやらないということで募集をしているようにしか、この募集要項を見る範囲では思いませんが、この夏季の幅広い意味で夏季というふうに表現をしたものなのか、その期間についてどういう意味の夏季であるのか、その点もう一度、御答弁願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ああして今回12月から3月まで4カ月間今、サンエム様のほうで指定管理として、今、運営をしていただいています。これは4カ月の中で、先ほど申し上げましたように、どのぐらいの経費がかかってくるのか、特に、プール部門で試算をしたいという思いの中で、今回、再公募を始めました。

再公募をするに当たりましては、そうしたエビデンスはないわけでございますので、根拠がないわけでございますので、まず、一旦プールは中止をしたままでスタートをするというのは適当であろうということでございます。

そして、この4カ月間の中で、それに係る経費がおおむね出てまいりますので、その状況を見てプールが再開できるものかどうか、そうしたことを念頭に置いて、今回、再公募をさせていただいたと。

募集要項の中では、夏季営業についてということで書いてありますが、夏季営業、ほいじゃ、何月から何月かということになるわけでございますが、これは今、11番議員が言われましたので、こちらのほうといたしましては、期間は夏季というのは何月から何月ですということではなくて、いくら幅を持たせいただいたということで御理解をいただくほうが適切ではないかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） プールを休止した状態での住民の健康増進と、交流促進という最初の質問のところに戻るわけですが、温泉そのものの効果として、一般的に温泉の含有成分による効果と、変調効果の2つが挙げられています。含有成分による効果というのが、温泉の成分が吸収され、血液に入り皮膚、皮下組織、筋肉などの細胞に作用すると同時に神経系にも作用するものであり、変調効果とは、体内に吸収された温泉成分の刺激や、反復して温泉に入浴することによって受ける刺激によって、神経系統の調整や内分泌機能を調整する作用であるというふうに言われておりますが、この効果というもの大変な個人差がございます。

県外からの利用者の中には、中国地方の中でこの温泉が一番自分の体に合っていると言われる方もあり、大変うれしく思います。積極的な宣伝を進めることについて、費用対効果についてお聞きをしたいと思いますが、次の質問等とあわせて御答弁を願います。

温泉プールがあってこそ住民の健康増進と交流促進が、より効果的に発揮をされるものであるというふうに考えます。プール部門を福祉関係者による専門性を持った事業者による運営とし、その経費を指定管理料とは別に介護予防事業などにより、手当を行う方法を検討することを求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、おおむね2点について、続いてお答えをさせていただきたい
と思います。

水中運動事業の休止期間、それにかわる介護予防教室につきましては、現在、専門職や関係者
の方の御意見もいただきながら、ゆ・ら・らの温泉の効能も生かして、ゆ・ら・らの施設やその
周辺環境を活用した事業の実施等の検討を進めておるわけですが、水中運動に完全に変わ
る事業というものには、現段階では至っていないのが状況でございます。

また、交流促進は、魅力の一つであるプールを中止しているわけですが、「産直物産
館やくろ」とともに日帰り温泉地として交流促進の中心的な施設でございます。プールの有無が
町外からの利用にどういった影響を与えるのか、不明な点もございます。積極的な宣伝を進める
ことにつきまして、ゆ・ら・らの入浴部門は泉質や源泉風呂、あるいは露天風呂は十分に満足し
ていただけてと考えており、必要であると考えております。

なお、具体的な費用対効果の数値は持ち合わせていないわけですが、山陽方面への宣
伝は、問い合わせや訪問のリアクションが確実にあるというような状況でございます。

次の御質問の、介護予防事業により手当を行う方法ということでございます。

水中運動教室は、介護保険事業の地域支援事業として休止までに、主にプール使用料や指導員
の人件費を支出してありまして、財源には第1号の被保険者保険料が23%充当されております。
指定管理料以外のプールの運営経費については、現時点で不明でございますが、第7期の介護保
険事業計画にはそのような経費を想定していないために、仮に実施した場合は巨額な財源不足が
生じる可能性がありまして、次期、第8期の計画に大きな影響が及ぶため、慎重な検討が必要で
はないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 時間がありませんので、はしょってお聞きをいたしますが、来
年4月からの、先ほどの指定管理者の募集要項、この点についてプールを休止した場合と再開し
た場合の光熱水費等ということで、質問では通告をしておりますが、そもそもこの4月からの指
定管理料の算定の基礎となりました、まず利用者、入浴客、宿泊客、レストランの利用客の見込
み。それと光熱水費、これらの経費をおおよそ幾らと見込んで指定管理料をはじき出したか、お
聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。時間がいっぱいですので、回答を考えて。

○町長（岩本 一巳君） プールの経費についてのお問い合わせでございます。

現在、非常に再公募の最中ということになりますので、金額的なことにつきましては回答を差
し控えさせていただきたいと思っております。この点につきましては御了解を賜りたいと思っております。

それから、入り込みの客等のお問い合わせでございます。申し上げますと、入浴客それから宿

泊客、レストラン利用者の見込みでございます。入浴客につきましては約8万7,000人、宿泊客につきましては約7,700人、レストラン利用者につきましては約1万7,000人という
ことで見込んでいます。

宿泊客につきましては、研修と一般とのことがあるわけですが、これにつきましては
目的別に分けて試算をしていないという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 藤升議員、時間が来ておりますので。

○議員（11番 藤升 正夫君） 入浴客、宿泊客とも平成28年とほぼ同じか、平成28年を上
回るというふうな数字で出されております。引き続き、より有効な活用が図られるよう、取り組
んでいくことを申し述べまして、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、11番、藤升議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前10時01分休憩

.....

午前10時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

8番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 私は、きょう、3つの質問を通告しております。読み上げて、質
問いたします。

現在、気候が世界的にも極端な気象傾向にあり、国内においても顕著で、大きな自然災害が各
地で発生しております。そのような中で、ことしの6月でしたか、鹿足河内の川に水位計設置の
打診が県からありましたということで、その後の経過を尋ね、また水位計設置には警報を知らせ
るサイレンも同時設置が必要と考えますが、また川水域には重要施設も多くあり、災害発生時に
は多大な被害が発生予測されます。町全体に及ぼしかねないこともありません。

また、高津川上流部の河川敷に竹や木々が生い茂っており、いつ災害が発生してもおかしくな
い状態であります。町としても看過できることではなく、早急に対応を求めるべきと思いますが、
町内各地の危険箇所などの把握はどのようにしているのか、県発行の防災マップに準ずるのか、
自然災害に対する町の認知度はどのようなものかを尋ねます。

まず、一挙に町長答弁されるんじゃないかと、2つに分けて答弁いただきたいんですけど、まず
鹿足河内川水域についての限ったの答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、1点目、防災についてということで、鹿足河内川の水位計の

ことにつきまして、まずお答えをさせていただきたいと思います。

鹿足河内川に水位計を設置する件につきまして、河川管理者であります島根県に対し、設置に向けた要望を行っていることにつきましては、ことしの3月の定例議会一般質問におきまして大庭議員のほうからの質問がございまして、島根県と協議中である旨を回答したところでございます。

その後、島根県と協議を重ねた結果、今年度中に六日市橋に水位計が設置されることとなりました。また、水位データにつきましては、来年4月ごろから一般公開される予定であるとのことでした。

御質問の警報を知らせるサイレンの同時設置についてでございます。

鹿足河内川の水位が上昇し、氾濫、越水の危険性が高まった際に、対象地域の住民に対し危険を知らせるために、防災行政無線等を通じサイレンを吹鳴させるといった趣旨の内容だと思いますが、このたびの整備におきましては、サイレンを吹鳴させる機能まで整備する予定ではないというふうに伺っているところでございます。

しかしながら、現在、町の防災行政無線の更新を平成32年度に予定をしております。新しいシステムにおきましては、サイレンの吹鳴も含め、対象地域の住民に対して情報伝達ができる仕組みを検討していきたいと思っているところでございます。

今後は、避難判断の目安の1つとなる水位計設置等のハード対策とあわせまして、避難訓練等のソフト対策も実施しながら、町全体の総合的な防災力の向上に、今後も引き続き努めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 水位計に関しては、まだ設置予定はなく、32年に新しくできる防災無線を通じての知らせということで、水位計ではなくて、サイレンについてはそういうことでしたが、防災無線というシステム自体が停電なんかでは機能するのか、そこら辺を済ませませんが、お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 当面、現在のシステムということでお答えをしたいと思います。現在のシステム、これは停電の場合でも稼働可能でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 現在では停電でも機能すると、平成32年のはまだわからないということで御答弁なかったんですけど、ただ停電でも機能しないと全く意味がないと思いますので、ぜひそういう機能するサイレンシステムでありたいと思います。

錦川が、以前、大雨でダムの放流等ですごく被害が及びましたが、あれには立派なサイレンが

ついておりますので、あそこまで立派でなくてもいいんですが、水位計があってもサイレンが鳴らんとわからんし、地元の方も見に行くわけにもいきませんし、また鹿足河内川水域には役場も初め消防署もあり、そこら辺が水浸しになって、車が動けないということも笑うに笑えないような大変重要なことであるので、笑うというのはちょっと表現が悪いですけど、そういった重要施設があるところなので、ぜひサイレン設置ということ、あわせて警報のあれは重要かと思います。

そして次に、高津川上流部の河川敷にたくさんの木や竹、主に竹なんですけど生えていて、どこが川やらわからんという状態がかなりあります。そういう中で大雨等が降ると、そこに上流からの木々が流れてきて詰まり、そこがダムになり、またそれが河川敷を決壊というほうに結びつく可能性は大であり、災害というのは、今までも言いましたが、極端な気候状況にあり、台風なんかもだんだん大きな勢力になるというふうなことを報道等でも言われており、近年でも大きい台風が来ておりますし、そこら辺でも風や雨、そういったことでの高津川水域の上流部に対して、町長はどのようにお考えか、お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 高津川上流部の対策ということでございますが、これは高津川の上流域に限らず、町内を流れます高津川、これは本流、支流を含め全てだと思いますが、今、御紹介のありましたように、川の中はある意味樹林化をしておりますし、堆積物も非常に多いということでございます。

一旦大水が出ますと、本当に危険な状態ということでございますので、これまでもそうございましたが、ことしもでございますが、今、県管理の河川等があるわけでございますので、鹿足土木協会を通じて、津和野町、それから吉賀町ともどもに、要望活動を行っているところでございます。

ことしも8月の8日に、まず島根県知事のほうへ要望に出向き、その後段で今度は9月の18日でございますが、こちらのほうを所管エリアといたします益田県土整備事務所のほうへ要望活動も行わさせていただいたところでございます。

知事の要望につきましては、これは事細かにというのは非常に難しい問題がございますので、大枠で要望書の提出をさせていただきました。内容といたしましては、河川敷内に土砂の堆積があつたり竹木が繁茂していると、非常に樹林化をしているということでございますので、洪水時には水位が上がったり、それから護岸を越流するという危険がありますよという中で、支障となります立木の伐採、あるいは堆積土砂の撤去をぜひお願いをしたいということで、これは全般的なということで、知事のほうには要望させていただきました。具体的な写真もお持ちをして、知事のほうに要望活動をさせていただいたということでございます。

それから、9月の18日には、益田県土整備事務所のほうへ要望活動に出向きました。このと

きは、まず河川事業の促進ということにつきまして、町内の河川についてお願いもさせていただき、それから河川修繕ということ、特に河床掘削等の事業になるわけですが、これにつきまして、以前から大庭議員のほうからもお話しします、こちらの役場の隣になります鹿足河内川であったり、高津川の上流部を含めて、ぜひお願いをしたいということ、高尻川もそうなのですが、支流を含めて具体的な箇所を挙げさせていただいて、お話をさせていただいているというところがございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 県や知事、あるいは益田土木事務所等に、数回にわたりお願いをされているということで、少し安心をいたしまして、ぜひ要望等に沿うような回答が得られることを期待しております。

そこで、町の危険箇所、いっぱい道路、川、さっきも述べました川とか道路、山とか、いろんな危険箇所があり、そういうものに対しての町の自然災害に対する認知度というか、考え方といえますか、どのように捉えているのかをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、災害といえますか、危険箇所に対しての認知度、町の考え方ということでお答えをしたいと思います。

町内各地の危険箇所の把握についてでございます。砂防堰堤等砂防関係につきましては、島根県におきまして定期的な点検を行うとともに、状況によりリフレッシュ事業を実施しているところでございます。

また、2番議員の御質問にお答えをしまして、急傾斜、土石流などの土砂災害警戒区域に関しましては、平成32年度の特別警戒区域指定に向けて取り組んでいるところでございます。

それから、道路等につきましては、日々の点検によりまして、危険箇所の把握に努めるとともに、のり面につきましては、防災点検箇所の定期的な点検とあわせて、緊急性のある箇所は随時対策工事を実施しているところでございます。

また、大雨時に恒常的に土のう等の対策を行っている箇所があるわけですが、こうしたところにつきましては、今後、解消に向けた対策を予算をつけながら講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、町内の危険箇所につきましては、吉賀町地域防災計画に登載をするということと、毎年、出水期前の6月上旬に島根県と合同点検を実施をいたしまして、情報の共有を図るということ、そして危険箇所の洗い出しと点検、今後の対応について協議を行っているところでございます。

これからも、関係機関、団体と連携をとって、危険箇所の定期的な点検実施、そして対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 危険箇所等をいろいろ点検して、それなりの対応をするということとありますが、災害というのは事前予告なしに来ますし、災害が起こった地域の方はほとんどの方がまさかこんなことが私のところの地域で起こるとは思わなかったと、そういう発言が物すごくどこでもあるようでございます。

こういうことがないようにするために、事前にいろんな対策をとる、そして台風なんかはどうしても事後処置になると思うんですけど、そういった事後にどうするか、町はどういうふうにするか、台風のさなかに避難はできませんけど、どういうふうに避難者の方をケアするかとか、いろんな対策があると思うけど、そこら辺も含めて重々煮詰めて、今後も安全・安心な町を目指してほしいと思ひまして、最初の質問を終わります。

次に、2番目の国道及び県道の改良についてであります。

六日市バス停、通称、六日市駅といいますけど、及び町役場から国道187号線に向かう直近の道路、つまり農協の横ですけど、狭く、橋もあり、90度に折れ曲がっており、利便性が悪く不便であり、また国道から県道16号線、これは六日市錦線、いわゆる蔵木線ですが、交差する交差点には右折車線がなく、狭いため、右折する車が前の信号が青になっても出なくて、後続車が県道のほうに入るのに行かれないという状況がしばしば見受けられます。

こういったことが運転者のいらいらとまではいかないでしょうけど、急ぐような方とか焦りとか、前へ出りゃいいのにとか、いろんな不満が生じて、事故にもつながりかねない状況であり、このような現状に改善要望を行う意思はないか、この辺についてまずお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2番目の国道及び県道の改良についてということで、まず前段のほうについてお答えをさせていただきたいと思います。

御質問にあります町なかから国道187号に向かう道路につきましては、町道鹿足河内川左岸線かと思ひます。狭く不便との御指摘でございますが、道路管理者といたしましても、御指摘の内容は十分承知しているところでございます。

しかしながら、町なかということで、民家も接近している状況から考えますと、当該箇所を拡幅改良することは、家屋の移転が伴うということ、六日市橋のかけかえ、ないしはバチ等、いわゆる角をとるということとございますが、こうした改良工事が必要となりまして、事業費が膨大になることとあわせ、砂防指定河川であるということから、河川管理基準に照らしましても許可をいただくということにつきましては難しい状況でございます。

旧六日市町時代にもさまざまな方法を検討してまいりましたが、よい解決策が見つかりませんでした。すぐに解決策を見つけるということは困難な状況でございますので、御理解を賜りたい

と思います。

また、御質問の国道・県道の交差点改善につきましては、島根県と協議を行うとともに、必要に応じて島根県へ要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 町役場及び六日市バス停から農協の横を通り国道187号に出る道については、以前からお話があって、なかなか改善策が見つからないということでありましたが、なかなか難しい問題とは思っていますので、できれば、あそこを私どもは前は通らなかったのが、最近では通らなきゃいけなくて通るんですけど、橋の欄干が車にこすりそうな感じがして、すごく狭いので、ぜひ何かいい解決策、役場から直線で国道まで出られるような道ができれば一番いいのじゃないかなと思ったりもしておりますが、なかなかいい改善策がないということで、今後も検討をいただきたいと思います。

また、県道と接する交差点については、要望等をしていただくということで、ぜひお願いしたいと思います。

次に、県道六日市錦線、16号線の歩道の未整備地域について、6月の定例会でも質問いたしました。当時の答弁で、県には既にそのような要望をしているということでありまして、県にどういふふうになっていますかという問い合わせをしたところ、歩道設置の要望は伺ってなく、今年度で県道の改良工事は終わるとのこと。県と町の錯綜があり、なぜこのような食い違いが起きているのか、有飯、蔵木、九郎原、初見新田の歩道未完成地域についての町の対応を伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、県道16号線、主要地方道の六日市錦線の歩道設置についてということでございます。

現在、御承知のとおり、島根県におきましては、九郎原地区から蔵木地区にかけて、約1.3キロメートル区間の可能な箇所の路肩を拡幅する防災安全交付金事業を実施しているところでございまして、今年度内で事業が完了するというふうにお聞きをしているところでございます。

事業実施中でございますので、島根県との良好な関係を維持するためにも、現在のところ、文面による書面での要望は行っていないということでございます。今、申し上げましたような工事が完了いたしましたら、改めて鹿足土木協会等を通じまして、要望していきたいと考えているところでございます。

もちろん、口頭による要望活動は、以前からずっとしておるわけでございます。本年も、先ほど申し上げましたように、9月の18日に、津和野町、吉賀町合同で、鹿足土木協会としての要

望活動を益田県土整備事務所のほうへ行ったところでございます。

この席におきましても、私のほうから、六日市錦線の交通安全施設整備につきましては、蔵木中学校が平成31年度、六日市中学校と統合することとなり、新たに自転車通学をされる生徒もおられるという状況も想定されますので、地元議員からも歩道設置を要望するという声が届いているということで、強く益田県土整備事務所、それから直接は津和野土木事業所でございますが、所長さんもいらっしゃる席で、口頭でそういった要望活動はさせていただいているところがございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今までも何度も要望して、今後も要望していくということですが、口頭での要望で、県と町の食い違いというか、受け取り方が違ったことがあったようですけど、それを責めてもしょうがないので、今後も鋭意そういう、歩道というのは大変重要であり、また六日市錦線は車が結構多く、割と狭いんですね。それで、大型車も通り、本当にセンターラインを割ってカーブを曲がってくる車もたくさんあり、非常に危険なことが私も何回も経験しております。

そういったことで、事故が起こる前に、今後もいろんなことがあると思いますが、ぜひ実現なるように、行政と一緒に努力していきたいと思っておりますし、ぜひお願いしたいところであります。

次に、農業政策についてとありまして、農業政策とって、この間、農業水路等長寿命化・防災減災事業という新事業が本年度提示されましたが、この内容は、農業が持続的に発展していくためには、農業生産活動が安定して行われることが重要で、生産活動の基盤となる農業水路の施設が将来にわたって安定的に発揮することが大切で、農業水利施設の老朽化にきめ細やかに対応した機能保全計画に基づく長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の労力軽減に資する取り組みを支援するとあります。

この事業の15%を地元負担で、残りを国や県、市町村等で補うとのことですが。ただし、特別な事情を町長が認めれば、15%を減額もしくは全額町が見るとありますが、特別な事情とはどのようなことを指すのか、わかりやすく説明願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3点目の農業政策についてということで、お答えをしたいと思います。

農業水路等長寿命化・防災減災事業につきましては、国が新しく創設した事業で、農業水利施設の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進することを目的とするものでございます。

この事業化を受けまして、町といたしまして分担金徴収条例を制定し、地元負担金を15%と

して、事業実施に向けた環境を整備したところでございます。

さて、御質問の公益上その他町長が認める特別な理由でございますが、事業の内容を踏まえ、町民の皆様の利益を考慮した結果、負担を求めることがこのことにそぐわない場合ということになろうかと思えます。

もっと平たく申し上げますと、例えば防災減災に関する事業で、その事業の実施により、地区内の多くの住民の皆様の安全・安心が保たれるという公益に資する場合などが考えられるかと思えます。

したがって、特別な理由につきましては、やはり防災減災に主眼を置いた、人命を守るというような事例がこの考え方の基本になるというふうに考えているところでございます。

なお、現段階におきまして、個別具体的に申し上げることが難しいということにつきましては御理解を賜りたいと思えます。

しかし、いずれにしましても、今回、条例を整備をさせていただいたわけでございますが、今後、これに基づいた要望等がたくさん出てくると思えますし、大変需要が多い事業になるのではないかというふうに認識をしております。

条例の運用のためには、これに基づく一定の基準を定めるということが必要になってまいります。この基準の中で、分担金の減額、あるいは免除について、これから定めていく準備でございますので、御理解を賜りたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今後、もっと詰めた規定を定めるということでありましたが、既に事業が始まっており、そういうことでは事業申請しているところには間に合わんと思えますし、また農業水路等長寿命化・防災減災事業と、これは2つに分けて考えて理解したらいいんですかいね、そこら辺の説明をちょっと。

私どもは、同じ農業水路等長寿命化と防災減災が結びつくものとして理解して、事業を進めたいと思っているんですけど、そこら辺の考え方というのがよくわからんのですが、お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これは制度の読み方にもなるんだと思えますが、これは1つの事業でございますので、農業水路等長寿命化をしながら、それが防災減災に役立っていく、寄与していく、こうした読み方をしなければならないと思えます。

ですから、農業水路等長寿命化と防災減災ということではなくて、長寿命化をしながら、それをもって結果的に防災減災に役立っていく、そうした事業というふうに読み取っていただくのがいいかなと私は思えます。

国とか県のほうでいろいろわかりやすいような資料もつくっていただいています、事業内容

ということで申し上げますと、きめ細やかな長寿命化対策、それからもう一つ、機動的な防災減災対策ということであるわけですが、それぞれ対応していく事業もあるかと思いますが、2つをリンクをさせて、防災減災に役立っていく事業だというような切り口での事業展開もあろうかと思いますが、これも個別具体の事業なり要望があった段階で、それぞれ原課のほうで判断をしていくことになろうかと思っていますのでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 余りよくわからんのですが、例えば田んぼなんかは大雨のときなんかは保水能力があって、要は余り下のほうには被害を及ぼさない、どう言うんですかいね、砂防的な役割があると、田んぼに関しては、そういう理解で防災減災に結びつくという、拡大解釈といえはそうになってしまうかもしれんけど、そこら辺もあると思いますが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 個々具体の事案のお話になりますので、担当の建設水道課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。広く大意に考えれば、そういった部分も防災、減災の部分も入ろうかと思っております。しかしながら、この事業自体の趣旨と申しますと、やはり町長が申しましたとおり、そういった部分を整備することで、防災、減災につなげていくということではありますけれども、それぞれの施設をやはり長持ちをさせて、農業に資するというところでございますので、やはり、その部分についての受益がやっぱり大きくかかってくるものにつきましては、やはり、それなりの状況の負担がかかってこようかというふうに思っております。受益のことをいうわけではございませんけれども、全体的に考えますと、そういった施設を整備することにより長く、そして、安全に施設を使用していくということが、大きな事業の趣旨でございますので、それにつきましては、そういうふうに御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） なかなかちょっと理解できないんですけど、ただ、私ども言いたいのは、こういった事業は土木事業であり、お金がすごく土木費かかります。それで、国や県、町等は何百万円といった負担金なんかは、そんなに多額ではないように思われるかもしれませんが、小さな集落にとっては、本当に大きな負担であります。そこら辺も町長も御理解はいただけると思うんですけど、この15%地元負担ということ自体がちょっと、今のままじゃったらほとんど減額処置には対応できないような感じであるんですけど、そこら辺はどのようにお考え

ですか、町長。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 国がつくった制度ということで、それを事業主体となるであろう島根県あるいは市町村、それから、土地改良区、こうした団体が事業展開をしていくということで、持ち分をそれぞれ国と県と、さらに事業主体のどこへということでございます。

今からどういった需要ニーズがあって要望が出てくるのかわかりませんが、いずれにしても、15%大原則地元からいただくと、こういうことでございます。

要望のあった内容、判断をさせていただいて、一定の基準で判断をさせていただいて、減額にするのか、あるいは免除をするのか、そうしたこともありますし、それから、条例のつくりの中では、今回の条例では、徴収方法15%については、大原則は一括で一時徴収ということになるんですが、町長が特別に事由があると認めるときには、分割して徴収することもできるというような条文もございますので、一足飛びに減額とか免除ではなくて、一定のルールで15%なんだけど、それを一括じゃなくて分割をして、幾らか複数年度で徴収をするという方法もあるわけでございますので、そうしたこともしっかり、全体のこの事業をつくりを見て、ルールを決めさせていただきたいなと思います。

前回この条例のときにもいろいろ御意見がございました。さまざまな事例といいますか、現場のこのお話が上がってこようかと思っておりますので、いろいろそういったことを想定しながら、一定の基準なりルールをつくらせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっとなかなか難しいんですけど、町長の裁量では難しいと、私どもは、町長の裁量でなるのかなと思ったんですけど、国や県の指針に沿って15%のことは判断せねばならないということなのか、そこら辺と、先ほど言いましたけど、土木事業というのは、水路等でも、私どもの小さな集落でも何キロもあり、その水路が、ほとんどがもう老朽化しており、それを改良するには何千万円というお金がかかる、その15%というと、もうすごくお金がかかります。また、その工事をやるにしても、県や国の指針に従って、何な設計図みたいのを出さなきゃいけないとか、その設計費用も何百万円かかるとか、そういったちょっと理解できないような負担もあるので、そこら辺も含めて再答弁お願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 町長の裁量であることには変わりはありません。特別の事由を認めるのは、条例のつくりでいくと町長になっていきますので、私が最終的にその判断をするということでございます。ただ、その判断をする基準を今から決めていこうということでございますから、先ほど申し上げましたように、一括で徴収をするところを分割にするとか、減免をするとか、さら

に免除をするとか、その裁量の判断基準もこれからつくらせていただこうということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 町長の裁量であると、また、その裁量の判断基準を今からつくると言われますが、先ほど申しましたように、この事業、既に始まっており、進んでいきますので、なるべく早急に判断基準をつくっていただき、今、私どもは、農業を営んでおりますのも、やはり高齢化してきて、だんだんにもうそういった修理もしようという意気込みもなくなるような、これは、私どもの地域以外でもあると思いますので、なるべく今やれるうちにやっとして、後世につなげる安心安全な農業ができる、そういったことができるような判断基準を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番目の通告者、8番、大庭議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 引き続き、9番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。
7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は2件通告してあります。まず、最初の利便性の向上についてということでお伺いいたします。

町税等のコンビニ等での納税はできないかということと、バス利用について、9月議会で質問させていただきましたが、その後、石見交通さん、事業者さんとは協議されたかどうかという件と、それから、石見交通さんの柿木のバス停が変更になりまして、その話も9月議会でお話しましたが、新しく道の駅にもバス停をつくるように申請されたらどうかなど。全て町民の皆さんの利便性といいますか、利用しても利用しやすいんじゃないかということで質問させていただきます。

最初の税金なんです、県の自動車税等は、コンビニエンスストアやいろんなクレジットの利用とか、いろんな納入方法が決められておりますが、町の場合は、軽自動車税で、中国5県のゆうちょ銀行、または郵便局というのが入りまして、あとは、本庁舎、分庁舎、町内の金融機関窓口、または引き落としということになっていると思いますが、支払うのに、いろいろとコンビニエンスストアで支払うということになると、いろいろな手続とかいろいろな作業が入ってくるかと思われませんが、金融機関や本庁舎で支払いをしようと思っても、営業時間や窓口のあいている時間等が限定されます。また、休みの日もありますが、通常コンビニエンスストアでしたら24時間あいていますし、対応してもらえらると思っております。

それで、よその市町村のことを出してはいけないんですが、やはり、そういうふうに町民や市民の方を考えると、納税がいろんなコンビニエンスストアでできるような対策をとられている町村

もあろうかと思っております。仕事やいろいろな都合で払いたいのだが、もうあいていないから間に合わなかったとか、いろんな払いにいくのにしても大変なことがあると思うんですが、その辺の対応も考慮してもらえないかということと。

次に、9月議会で運転免許返納者の方で、バス事業者がローカル線は半額の助成をされているというのを紹介させていただきましたが、そのときの答弁で町長は、状況が変わってくる可能性もごございますので、引き続き、担当部局のほうと調整を行いというふうな答弁をいただいております。

これは、問題は、広益線が、益田岩国線が路線バスかそれとも高速線かということでの分かれになってくると思うんですが、町内新畑から六日市駅まで11カ所の停留所、駅があります。ほとんどの、私は、これだけとまっていたら、益田六日市間は私は路線バスだと思っております。そのように、津和野町内でも道の駅に入られたり、かなりの9カ所か何カ所かの駅をとまられて、路線バスという設定にしてもらって、ここまでは路線バスなんだと。そうすると、返納者の方の半額の助成がいただけるんじゃないかと。当然、バス事業者さんも民間業者さんです。バス事業者さんだけが大変な思いをされてもと思いますが、いろんな吉賀町も吉賀高校のバス通学のチケットを発行されたり、いろんなそういうバス事業では応援されていると思っております。

みんなに乗って、バスに乗ってバスを残していくという、やはり一番大きな大前提になる、乗って残すというのが一番大事なことだと思っております。

それで利用しやすいように、また1人でも利便性よくといいますか乗られるような方法を立てていただきたい。

これ私がこの前、また本社のほうへお話を伺いにいきましたが、どうしても町のトップの方が来て、そういういろんな石見交通、私のとこだけが大変な思いをしてもやれないし、また町のほうにも負担がかかってもと。

町長言われるところの「三方よし」といつも言われますが、町民がよい、事業者がよい、町もよいというような方法が町のほうからお願いに行かれたら話が前に進むのではないかと私は期待しているんですが。

それと、そのときに、免許返納者の方だけでなく、高齢者の方にもこういう恩恵が受けられるような町も応援すると。今のバス通学のチケット等も利用させてもらっているんで、いろいろと考慮してもらおうと。

また、私も知らなかったんですがバスカードというのがありまして、10%のプレミアがついていて大変いいなと思っております。通学チケットのかわりにこれを発行するとか、事業者さんのほうのバスに乗り降りするときの手間も省けるかとも思いますし、いろんな問題点もあるかもしれませんが、検討してみてよい方法がとれるならとられたらどうかと思います。

それと、この駅も当然この前も柿木のバス停のトイレの問題が出まして、また今度今の柿木商工会の前でバスがとまるんですが、そこに停留所に待合所といいますか、待っているところもないし、トイレもないし、近くに駐車場もありません。それで分庁舎のへの駐車場にとめて行くか、そういう利便性も大変悪いと言っはいけないんですが悪いところ。それよりは道の駅に、あそこに入ってもらって上下車線が道の駅の中でとまってもらえるような方法も、これ町長が行って相談されて。

本当に皆さん困っていると思うんです。今のバスの乗り降りにしても、停留所の問題にしても、必ずこれ、また問題が出てくると思うんですが、まず行って、相談してみてもらったらどうかという思いが強いもので、そのことについてまず、お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、利便性の向上についてということで2点、コンビニ収納とバス利用についてということでお答えをしたいと思います。

まず、コンビニ収納についてでございます。

このことにつきましては、平成26年度から平成29年度にかけて、債権共同徴収対策委員会におきまして導入に向けた検討をしてきた経緯がございます。

その結果、収納から消し込みまでの収納反映への時間が多く要するという、それから期限が過ぎた納付書は使えないということ、30万円以上の金額が扱えないということ、領収書の発行ミスや店舗対応時のトラブルの報告があること等が明らかになったところでございます。

また、何よりシステム改修による初期導入費に多くの経費を要することになりまして、月々のネットワーク基本料や取り扱い手数料を考慮すると、費用対効果が見込めないのではないかと判断をしたところでございます。

一方、口座振替による納付を町として推奨しているということなどから、平成28年度の申し上げましたような対策委員会におきまして、当面コンビニ収納は見送るという判断に達したところでございます。

昨今の情勢も変化いたしまして、コンビニ収納について住民や納税者の要望があるということは承知をしているところでございます。諸課題がクリアできるかどうか、今後債権共同徴収対策委員会において、再度検討をさせていただきたいと思っております。少し時間をいただきたいということでございます。

それから、2つ目のバス利用についてでございます。

運転免許自主返納制度につきましては、9月の定例会におきまして議員のほうから、吉賀高校の生徒と同様な制度で石見交通も利用できないかという御提案をいただいたところでございます。その後、石見交通と具体的な協議を行いました。高校生の場合は乗車のバス停と降車のバス停

が常に同じなので運賃も同額でございますが、一般の方は乗車のバス停と降車のバス停が常に同じにならないという可能性がございますので、料金の請求が煩雑となり、石見交通としては対応が現段階においては困難であるというような回答をいただいているところでございます。

先ほどお話の中で、町のトップがというようなお話もございました。いろいろな課題を整理をさせていただいて、私が行ってどうこうというよりも、町の姿勢をやっぴり見せる必要もあるかなということもございますので、課題を一回整理をさせていただいて、担当課を通じて出向くようなことについては、これから検討させていただきたいということでございます。

次に、柿木のバス停についてでございます。

平成30年の7月1日より石見交通の広益線が系統統合されまして1系統となり、これにあわせて石見交通の柿木停留所が廃止となりました。現在の最寄りのバス停は柿木商工会館前となりまして、徒歩でやはり数分かかるという状況でございます。

この系統統合に当たりましては、生産性向上の具体策の一環として、事業者、国、そして島根県より協議がございまして、このことにつきましては、昨年、平成29年7月に柿木地区の自治会長会、それから8月には柿木の地域振興協議会のほうへ背景あるいは情勢等を報告をさせていただいて御理解をいただいて、今回のようなことになったところでございます。

この辺も含めて回答させていただきまして、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今、検討されている地域交通にも大きくかかわってくるのだと思っております。基幹となるやはり庁舎間を結ぶ路線、新畑から六日市まで。ここへ出たら六日市まで上がれるとか、いろんな基幹となるこの路線だと思っております。

そうするとやはり、利用しやすいように今の停留所の問題にしても、車をそこへ置いてとか、トイレの問題とか、どうしてもバス停も今新たにトイレをつくってくれ、バス停をつくってくれという——バス停というより、そういう施設というより今の道の駅に置いてもらったら、それが経費を余りかけないでもできるんじゃないかと停留所の問題は思っております。

そうして、どうしても事業者さんと交渉してほしいのが、今の路線バスなんだと。路線バスでみんなが使いやすいようにいろんなところへとまってもらえると。

料金の支払いが大変だから高速線は対象外としていると言われるんですが、とにかく町内限定で、町内を乗降したときだけでもいいからしてくださいとかいろんな方法があると思うんです。

それから、先ほど紹介しましたバスカードは、乗るときにバスカードを通して、整理券とらなくてもおりるときにそのカード通したらいいですよと言われるんです。そういうカードを、じゃ利用したら逆にいいんじゃないとか、10%もプレミアがついております。そういうのをどんどん利用させてもらうほうが、本当に困っている人、バスに乗りたくても大変、ここまで上がっ

てくるとかなりのお金が要りますんで、そういう配慮してもらえたらと思っております。

それと、ふるさと納税等で高齢者が、高齢化が進む中のお年寄りが心穏やかに過ごせるとか、いろんなふるさと応援寄附がお年寄りの事業にも集まっていると思っております。

こういう事業を活用させてもらおうとか、いろいろと手段はあるのではないかと思っておりますが、とにかく事業者さんに路線バスなんだと、町内は路線バスなんで何とか半額の乗降を認めてほしいというのを、益田のほうへ出られたときに、何回も寄られて交渉を重ねてほしいと本当に思っております。

次の町内の農業ということで提出してあります。

○議長（安永 友行君） 河村議員、ケーブルテレビのディスク交換が必要になったんで、申しわけないんですが、ここでしばし休憩しますんで、農業については、その後やってください。

○議員（7番 河村 隆行君） はい。

○議長（安永 友行君） 10分間ここで休憩します。

午前11時11分休憩

.....

午前11時23分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 続きまして、次の2問目の質問をいたします。町内の農業とということで提出してあります。

吉賀町の有機農業などを目指して、多くの方が来られておられます。専業、兼業で定住されている人もおられます。県の事業や町の事業で応援されていますが、町独自の応援企画を打ち出し、推し進めたらどうでしょう。課題として、住むところと研修受け入れのこと等が問題点としてあると思っております。

私が思いますに、農業といいましても、普通の慣行栽培や有機農業とか専業・兼業による水稻や畑作、野菜等、畜産、それから特産でいきましてもワサビやシイタケ、果樹等、いろいろとあると思います。

その中の有機農業、これも吉賀町の有機農業で柿木に限りますと、大規模で単一の生産ではないと、少数でたくさんものをつくっておられると。これは、有機農業が1981年に柿木村で始まったときから思うんですが。

これは、吉賀町になってからの「有機農業のすすめ」というパンフレットなんですけど、その中に、単に農薬や化学肥料を使わない農業ではなく、また商品価値を高めて高収益を求める農業でもありません。自分や家族の健康を願って、安全な作物をつくり、食べて自給的に暮らしてい

くことが基本です。だから、季節に沿っているような野菜を少しずつ、その農家の食卓をそのまま食の安全安心を求める消費者に届けるのですという、吉賀町の有機農業のスタイルが実践されていると思います。

私が思いますに、木部谷地区には、いろいろな専業や兼業を目指して研修に来られたりして、定住されておられる方もおられます。研修生を受け入れて頑張っておられる方もおられます。町長も、この春先ですか、U I ターンの方々とは懇談会を持たれて、いろんな思いを町長にお伝えしたと、受けとめてもらったというような話も聞いております。

どうしても、その中で、住むところがないんですと、研修も受け入れてもらえないんですというような話がありました。今、供用、募集を中止しています、木部谷にも住宅が何棟かあるんですが、そこは一時的にといいですか、お試し住宅的に期間を限ってでの利用はできないか。また、利用できないのであれば、プレハブ住宅とか、1年か2年の研修期間かお試し期間、その間だけでもおられるような、住むところが提供してもらえないかというようなお話があり、私も、産業体験の間は、自分に吉賀町の有機農業が本当に合っているかどうか、やはり時間をかけて確かめて、ここで定住しようという決断してもらうまでには時間がかかると思うんです。定住を決められたら、住宅の支援とかも、今まではないような違う方向で支援していくとかというのを考えられたらと思います。

次に、研修生の受け入れですが、今は限られた人を受け入れられておられるようですが、町内には先ほど申しましたように、農業でも、水稻から施設園芸から野菜から特産、いろんなプロの方がおられて、町が指導員制度とかを創設してお願いする、教える人も習う人ももう一度見直すことになり、活性化につながっていくのではないかと考えております。この件について、まずお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、町内の農業についてということでお答えをしたいと思います。

農業を目指してU I ターンされる多くの方に、ふるさと島根定住財団の産業体験制度を活用して、一定期間の研修を受けていただいております。その後、就農したい意欲のある方には、島根県の半農半X事業や国の農業次世代人材投資事業を活用して、就農支援や技術支援を行っているところでございます。

また、U I ターン者以外の就農したい方に対しましても、既に吉賀町独自の施策といたしまして、新規就農者支援事業費補助金を制度化しているところでございます。この制度は、新規就農に向けて、必要な技術等を習得する就農前研修者に対し、県や国の事業に該当しない人に限り助成するものでございます。財政が厳しい中、なるべく県や国の事業を活用し、それに該当しない

人を町の制度で対応したいと考えているところでございます。

住居に関してでございます。現在、移住お試し住宅や空き家情報バンク制度を活用しながら、個人個人のニーズに合った住宅、住居を紹介をさせていただいております。

御提案のあった、使用中止住宅といいますのは、現在、長寿命化計画で建てかえまたは取り壊しが決定し、政策空き家となっている住宅のことかと思われませんが、既に取り壊しの時期も決定しているものがほとんどでございます。議員の言われる使用には当たらないものでございます。

また、プレハブ等の仮設住宅についてでございます。現在の住宅建設の交付金には、メニューがございません。有機農業等を目指し、定住を希望される方への住まいとすることは難しいということではないかと思えます。

研修の受け入れについてでございます。受け入れ先の費用負担も発生するため、なるべく島根県の研修受入農家助成事業を活用しながら研修を受けていただきまして、今後も担い手がふえるように御支援をさせていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 政策空き家と言われましたが、課長さんは御存じと思うんですが、公民館の下のところにある、あの住宅3戸建てなんですが、あれは危ないんですか。入れんということは、危ないから入れないとか。そうでなかったら、もし希望者がおられるならそこを使ってもらおうとか。どうしても入れないのなら、そこを先ほど申しましたように、危ないですけ、取り壊して、そこへ仮設住宅でも置いてもらって、お試的に木部谷で農業を習いたいとかいう人に提供されたらと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、答弁いたしました政策空き家の件につきまして、現状、税務住民課のほうを担当しておりますので、そちらのほうから答えさせていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 質問にお答えさせていただきます。

現在、質問の木部谷の住宅であります。これは昭和51年に建設したもので、もうかなりの時間、政策空き家として入居者を募集していないということで、この住宅につきましては、取り壊しの時期は明らかにはしておりませんが、財源的な部分でいいますと、合併の起債等を使わせていただいて、近いうちに取り壊しをしたいというように担当課としては考えているところで、これと中山の住宅があるんですが、これについては、もう既に長い間使っていないということで、住む状況にするためには、耐震のことも考える必要があると思えますが、かなり修繕をしないと入れない状況に今なっているところです。これについては、取り壊しを近いうちにするという考え方で今いるところであります。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 木部谷で研修を受けたいという方が、ここに住宅があるんじゃないかとよく言われます。そして、やはり自分が研修を受ける先、受ける圃場、畑等が、どうしても習うのに一番近いところがいいんだと思うんです。木部谷地区は、そういう受け入れが、地区の人もそういう受け入れをしてもらいやすいといいますか、そういう土壤に変わってきているのではないかと考えております。

こういう、平成26年から「有機の里 de 子育て体験」といようなこういうことも、町長御存じだと思いますが、こういうことをされて努力されております。こういうことでお子さんが集まり、保育園が維持できたと。また、こういうことで来られた方がおられるという、こういう行動もされております。また、ことしはないんですが、自転車の安蔵寺へ上がる分のああいうイベント等も地区で受け入れてやられておられました。

そういう木部谷地区で、ここで農業を学びたい、それぞれの思いを持った皆さんが、六日市で学びたい、福川で学びたい、柿木で学びたい、いろいろとあると思われるんです。その地区で受け入れしてもらえそうな方法を町がとるべきではないかと。

何事も、できない、難しいでは前に進んでいかんと思うんです。何かできることがあったら少しでもやってみる、そうしないと全然進まない話になるのではないかとと思うんですが、その辺どうでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 有機農業の関連でのお話でございます。有機農業は当然、安心安全ということはもちろんでございますが、やはり、そのそれぞれの皆さんの生き方そのものが有機でございますので、特に受け入れやすい地区ということでお話もございましたが、全般的にこちらのほうがUIターンをされた方とことしの夏にとある場所で意見交換をするような設定がございまして、私も出かけさせていただきました。やはりそのときにいろいろな御意見をいただきましたが、先ほどお話にあったように、住まい対策が非常に困っているんだというお話、数名の方からも私、直接お話をいただいたところでございます。

なかなか住まいが難しい、政策空き家の話も先ほどさせていただきましたけれども、御本人さんの御要望に合うような物件といいますか、それが無いというような状況でございます。

当然、これまで企画のほうによります相談員のほうともいろいろ協議をされたのかとも思いますけれども、まだまだそういった可能性もあると思いますので、まずはそうした相談員をしっかりと活用していただいて、住まいのところの御相談をさせていただきたいということ。

また、違う切り口で住まい対策、これは農業に限らず、前から言っておりますようにほかの産業、全産業を通じて本当に住まいの対策は本当に喫緊の課題でございますので、農業に限らず全

産業を通じてということでの住まい対策、従業員対策、確保も含めてとなると思うんですけど、全庁的な問題として課題として受けとめさせていただいて、これからの可能性につきましては模索をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 町長さんと懇談会を開いて、本当聞いてもらったという話を聞いております。

住まいの問題もどうしても、やはり見きわめるといいますか、吉賀町の有機農業は私が思いますに、大規模化でないからどうしても機械的な投資等が少なくても済むし、いろんなその意味で先ほど紹介しましたようなそういうなので、そういう生き方にあこがれるといいますか、やってみたいと、実践してみたいという方が来られるんだと思っております。

本当にここで定住を決められるということになると、2年かかっても3年かかってもいいと思うんですが、そこで町が住宅についてはそれぞれの就農といいますか、その地域に合った、決められた住宅でなく自分が納屋がついた住宅とかいろんな思いがあると思うんです。そういうところを町が支援していくというような体制をとっていくべきだと思います。

こういう一連の心配を、今は企画課のそのアドバイザーの方等が担当されていると思うんですが、これは支援室を立ち上げて、吉賀高校も支援室を立ち上げてそういうふうに応援されました。この定住に対しても支援室を立ち上げて、ちゃんと本当にこの吉賀町で定住したいという人を本当にサポートしていく、一人ずつ、一人でも定住をふやしていく、いきなり百人とかでなく、一人ずつふやしていくというような施策をするべきと私は思いますが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 役場の組織の中に支援室をという、これも一つの手法かと思えますけれど、以前、昨年秋だったと思いますが、有志の方といろいろ意見交換をする中で、移住定住とそれから有機の関係の方もいらっしゃいましたが、一つにその情報を一元化をして、それからどういったニーズがあるのか。そのためにはどういった手法で、その一つがやっぱり住居だと思いますし、子育てだと思いますし、そうしたことを一元的に束ねるようなものがあるといいというお話をしたことがあります。それは決して行政がやるということではなくて、民間でもそういったことがあるといいというお話をさせていただいたことがあります。まさにそうだと思うんです。

そこへ企業であったり、それから商工会であったり、有志の方が寄り添ってやるような受け皿があって、プラットフォームが、そこでやっぱりそうした対策をしていただくというのも非常に有効な手段ではないかと思えます。

いろいろ皆さんがさまざまなニーズがあって、それから供給体制もいろいろ手法があるわけですので、公に限らず民間も含めて、いろいろ企業の皆さんともお話をさせていただいて、

そういったことの可能性につきましては、また検討させていただきたいと思います。

なかなか今、行政の組織の中で、それこそ役場に対する要望は非常に多くございますので、今総務課にあります吉賀高等学校の支援室のようなものができるかといえば、つくってつくれることではないんですが、実際それがうまく稼働しないと意味がないことでございますので、そういったことも含めて、しっかり検討させていただきたいと思います。いろいろ手法はあろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今のU Iターンの方も、住まいも、研修生受け入れも、企画の方と産業課の方、これが合わさって受け入れる、本当に大変なことと思うんです。何とかそこをできることを一つずつでもクリアして行ってほしいと思います。

この、今、人が人を呼ぶということはないんですが、海士町の山内町長も、人が人を呼ぶ流れを継続することだと言われておられました。今、人が、Iターンの方がIターンの方を呼んでおられるような状況だと思うんですが、この受け皿をちゃんと充実して受けとめるという、やはり、もうこの時期に来ているのではないかと。もうちょっと町も本腰を入れてやってほしいという声も多く聞かれますので。

それと、千年の力と新聞に出ていたんですが、千年以上生き延びてきた集落に光が当たっていると。持続可能性が求められていると。平安時代からその大字等々が残っている地区で2,800カ所も全国にはあると。その中の、その千年村をという認証制度もあってということなんですが、環境とは自然とのつき合い方や地域経営で集落を支える仕組み、交通や集落構造、これが1つでも当てはまると、千年も続いてきた集落だということで頑張っただけからいけるというような、こういう集落が吉賀町にもあると思うんです。今、棚田が600年と言われましたが、それに近いところがたくさんあると思うんです。

ということは、災害とかいろんなそういうのにも、みんなでクリアしていく、600年も続いてきたということだと思いますので、何とか続けていくという、今をこの皆さんが集ってこられるというのを町もちゃんと受けとめていくべきだと思います。町長、お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 総体的なお話になって恐縮なんですけど、本当にいろいろな多様なニーズが町内にもあります。むしろ、Uターンでこちらに帰ってこられたい方、それから何か目的があれば、こちらのほうへIターンとして移住したい方、定住したい方、たくさんおられますので、町内だけの話ではなくして、町外、県外に向けてしっかり情報発信ができる、そのためには受け皿として吉賀町にはこんなものがありますよということを胸を張って言えるように、いろいろな御提案いただきましたので、これからも引き続き検討させていただきたいと思います。行政だけ

ではなくして、官民挙げて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） Iターンで来られた方が今、研修生を受け入れられてつながっているというようなこともあります。人が人を呼ぶ流れを継続するというのを私は本当に大事だと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、9番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を行います。

10番目の通告者、4番、桑原議員の発言を許します。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 4番、桑原でございます。私は、2点ほど通告しております。まず最初、1点目の教育行政について、教育長にお伺いします。

1月1日付で新教育長に就任され、現在、40日ほど経過をされておりますが、改めて敬意を払い、今後の御活躍を期待しているところです。また、次長として、六日市中学校、蔵木中学校の学校統廃合に関する協議の事務方のまとめ役としてあらゆる業務を遂行されてきました。来年3月の閉校式、4月の開校式の準備も滞りなく行われるものと思います。

しかし、教育行政の現状においては課題が山積されています。監査委員による決算審査意見書において、教育委員会の事業について、それなりの評価をいただいているようです。そして、吉賀町教育振興計画では、平成27年度に行われた学力テストの結果をもとに指標が作成され、施策により目標を定めています。その目標に達するのは容易ではないと考えております。

昨日、3番議員の通告書に記載されました教育振興計画についての質問は、時間の都合上、行われませんでした。5年間の計画の中で3年目の中間においてどのように展開しているかの質問だと思いますが、私は次の課題について、学校教育、特に学力向上への取り組み、スポーツ振興による能力向上への取り組み、発達障がい等多様な児童生徒に対する取り組み、社会教育の中で公民館の充実等による取り組み、関連する業務、幼児教育や芸術文化での健康福祉課や企画課等の連携について、また、その他教育行政全般について、この振興計画にこだわらず、教育長としての心構えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） それでは、桑原議員の教育行政についてという御質問でございます。

先ほどから教育振興計画という言葉が出ておりますけども、これにこだわらずということでもございましたけれども、吉賀町の教育振興に関する基本的な方針は、吉賀町の教育大綱と吉賀町教育振興計画によると考えております。「ふるさとでの学びや体験をもとにした明日の吉賀町を支える人材の育成」を基本理念として取り組んでいきたいと考えております。

先ほどお話がありましたように、吉賀町の教育振興計画につきましては、平成28年の3月に策定をされたものでございます。計画期間は5年間としておりまして、今、その計画期間の半ばに差しかかったところでございます。

教育委員会といたしましては、これの進捗を図るとともに検証を行いながら、私の任期が3年でございますけども、この任期中に、またこの見直しを行わなければならないという状況になると考えております。現在、その作業に取りかかっております。進捗をしながら見直しを進める準備を進めておるところでございます。

そして、御質問にありました学力の向上でございます。教育振興計画の中にも書いてはございますし、数値目標も挙げられております。実際の学力の状況といたしますと、やはり全体的には県平均なりと比較すると、やっぱり少し低いというような状況もあるわけでございますけども、ただ御承知のように、児童生徒数が少ない状況でございますので、統計学上で言うとサンプル数が少ないという中で、果たしてそれが正確なものかどうかというのは、なかなか判断しづらいところがございまして、数字だけで見れば、平均よりちょっと下回った教科が多いというような状況があるのは事実でございます。

学校教育の学力向上に対する取り組みとしては、事務局内に学力向上取り組み支援チームを設置をいたしております。子ども一人一人の成長や変化の見える化を図り、個々の意欲、努力、伸びやつまづきの把握、分析をし、子どもに対する指導、支援がより効果的に行われるように派遣指導主事を中心に教育課程での取り組みを支援していきます。

また、学習支援コーディネーターを配置して、よしか塾として教育課程外の取り組みを支援しております。よしか塾は、教育委員会の雇用した職員が取り組むものでございまして、一般の学習塾とは少し違っていて、学校の先生方と協力をしながら、また意見をお伺いしながら、いろんな講座を開設したり、取り組みをしているものでございます。

さらに、学習環境整備のため、校舎の改修や教室へのエアコン設置、小学校については設置をしておりますけども、今後、中学校の設置について取り組んでまいりたいと思っております。また、ICT機器やプリント配信システムなどの利用など、学校施設設備の充実に取り組むたいと思います。

スポーツ振興についてでございます。スポーツ振興につきましては、現存する社会体育施設等を維持しつつ、また、新たな設備となりますと予算も要りますので、なかなか難しいと思っておりますけれども、現存の施設を維持しながら、子どもたちのみならず、住民全体の体力向上や交流が図られるよう、スポーツ推進委員や各種スポーツの団体と協力して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、特別支援教育についてでございます。特別支援教育につきましては、やはり早い段階から子どもたちの変化に気がつくというような状況をつくっていききたいというふうに考えておまして、乳幼児の段階から発達障がいや早期発見や適切な支援のため、引き続き保育所や小学校教職員、各関係機関との連携した取り組みを実施していききたいと思っております。

現在もそういう取り組みを実施しておるわけでございますけれども、特に役場の中では、保健福祉課とともにいろんな取り組みをしております。また、小中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員などの力量を高めるための研修を実施し、充実強化を図っていききたいというふうに思っております。

次に、公民館についてでございます。社会教育の一番大事な部分でございますけれども、公民館のあり方につきまして、現在、町長の指示をいただき、企画課の職員と教育委員会の担当者のレベルで検討を重ねております。これまでの社会教育に限定した公民館ではなく、広い意味での地域の活性化を目指して、あり方を考えていききたいというふうに思っております。

当初は、もう少し早い時期に、ある程度の方向性を出して、議会に対しても説明をしたいというふうに考えておりましたけれども、なかなか内容的につかみどころがないといえますか、なかなか大きな問題でございまして、県の御指導等をいただきながら、担当者のレベルで今検討を重ねております。検討した回数も、集まった回数も、数十回に及んでおりますけれども、もう少し時間をいただいて、そのあり方の方向性がある程度見えてきましたら、その内容を、また提示をさせていただきたいと思っております。

それから、各役場内の課との連携でございますけれども、先ほどお話にもありましたけれども、蔵木中学校、六日市中学校の統合の話し合いを、この2年半の間、私も教育次長として進めてまいりました。そのお話では、町民の皆さんとお話をする機会がございましたけれども、やはりその中でも地域の活性化の話が出てまいります。その中では、役場の中のそういった各担当部署が横の連携を持ちながら進めていかなければならないという御意見をたくさんいただいたと思っております。私もその横断的な連携は必要だと思っております。特に、先ほど公民館のあり方についてもそうですし、教育の魅力化ということで、県のほうも取り組みをしておりますけれども、吉賀町の役場の中でもそういった議論をしてきた経過がございます。

いずれにいたしましても、教育委員会単独で取り組めるというような課題でもございません。

そういった課題については、横の連携を密にしながら協力して取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

また、文化的な事業の推進なんですけども、これにつきましても、特に教育委員会だけということではなくて、いろんな課との連携をして取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） ただいま、教育長の答弁でございますが、振興計画と教育大綱にのっとっての答弁でございます。大変、教育長として、なかなか自分の意見というよりか、そういった計画にのっとっての答弁ですので、これ以上、私のほうから再質問というようなことは、なかなか難しいと思います。また、今後、そうした形をもって、教育行政のトップとしての心づもりで事業を成功していただきたいと思うわけですが、その中でも、特に教育長として、今の任期中のやりたいことはございますか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 特にこれをやりたいというものを、今ちょっとここでは明言できないんですけども、先ほど申し上げましたけども、やはりこの吉賀町の教育振興計画にかかわることについては最重要課題というふうに考えていまして、内容もさることながら、今からこの内容について進めていくと同時に、5年計画を作成して、5年後のその見直しですね、これについても取り組んでいきたいというふうに思っています。

それで、教育は、何と申しますか、この計画どおりに進まないことも多くあります。日々のいろんな問題が起こっておりますので、それについてはそれを一つ一つ丁寧に対応していきたいなというふうに思っております。特に、子どもたちの教育に関することについては、家庭も含めたところで、いろんな問題を抱えたところが多いというのが実感でございまして、財政的な面も含めて、そういった取り組みは今後必要なんじゃないかなというふうに思っています。そういったところを充実したいなというのが一つと、それから学力の向上です。

学力の向上については取り組みをしたいということですけども、先ほど言いましたよしか塾については、私は、教育委員会に来るまではイメージとして、よしか塾という言葉から学習塾のようなイメージを持っていたんですけども、中に入ってみますと、全く違うと申しますか、何が違うかというところ、学校と連携して学力向上の取り組みができるというところがよしか塾のいいところだというふうに思っています。

それで、今年度、また補正で、地域おこし協力隊ということで1名、学習支援コーディネーターの予算をつけていただいております、今公募をかけておるところでございます。できるだ

け早い時期に、応募がありましたら雇用して、3人の体制で、また充実した取り組みをしたいというふうに思っておるところでございます。

それから、社会教育につきましては、社会体育施設のことが問題だなというふうに思っています。問題といたしますか、課題といたしますか、この維持管理が大変でございまして、これについて財政的にもかなりの経費を要するという中で、それを維持しつつ、なおかつそれを利用して、皆さんに社会体育にいそしんでもらわないといけないというふうに思っています、それプラス町外からの交流人口の増加、これを図れるような取り組みができればいいかなというふうに思っています。

それと、社会教育で言うと、何といたしましてもサクラマスプロジェクトの取り組みでございます。サクラマスプロジェクトが吉賀町の教育の根幹をなすものだというふうに今思っておりますし、町外にとっても十分アピールできる取り組みでございます。このサクラマスプロジェクトを推進してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上のようなところを重点にやりたいというふうに思っておりますけれども、何分にも経験不足は否めませんので、いろいろ皆様方に御協力をいただきながら、また町民の皆さんにも御協力をいただきながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、御協力をいただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この私のさきの質問の中にありました決算審査意見書の中の一文を紹介しますと、教育委員会関係について、「蔵木中・六日市中の統合に関しての検討、調整準備を進めるため、統合検討委員会が設置され、8回の委員会を経て、報告書が教育委員会に提出された。これを受けて、教育委員会は活力ある学校づくりを目指して、蔵木中学校・六日市中学校統廃合計画書を作成している。一人一人の生徒が大切にされ、充実した学校生活を送れるよう関係者の共同した取り組みに期待したい」と、このように評価しておるようなことでございます。

また、学力向上の取り組みについても、「また、支援を要する児童生徒の就学支援については、保健福祉課を初め、各関係機関と連携、吉賀町特別支援連携協議会等を通じ、情報の共有を図り」云々とありまして、「こういうふうな体制の充実を図っている専門的知見を持つスクールソーシャルワーカー1名を常勤化し、保健師等、関係者及び関係機関との連携を通じ、児童生徒の個別支援にも積極的に取り組み、良好な就学環境等の維持に努めている。今後も全ての児童生徒が伸び伸びと学校生活を送れるよう、一層努力されたい」というふうな評価をしておるわけでございます。

また、こういう目的に向かって、さらに努力していただきたいと思いますと考えております。

以上で、1問目を終わります。

2点目に入ります。

2点目の不用施設の有効利用ということですが、昨日2番議員の質問、町内施設の今後の対策ということで、施設の見直し、処分等について、平成32年度に完了とのことですが、個別の案件があれば対応は可能かということでございます。

行政としては不用な施設でも、民間の方には必要かつ、あるいは使用したい物件もあります。そういった住民の方がいれば、貸し出し、もしくは安価による払い下げ等、条件次第では可能とすべきだと思いますが、町長の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして不用施設の有効利用についてということでお答えをしたいと思います。

現在、町が使用していない建物や土地につきましては、問い合わせをいただいた場合には、その都度対応しているという状況でございます。

また、売り払いについてでございますが、これにつきましては普通財産、土地でございますが、土地の売払いに関する事務取扱要綱を定めておまして、その所在地、地形、あるいは地積その他の状況から勘案をして、公用または公共用として利用する見込みのないものについては売り払いを行うこととしております。

御質問の趣旨は、売却や貸し出しについて積極的な取り組みを行うということで理解をしているところでございます。このことにつきましては、これまで多くの議員のほうからも御意見をいただいたところでございますので、私のほうから関係部署に対しまして詳細な事務手続の検討や事例研究を進めるように今指示をしているところでございます。まだ検討内容をお答えするには至っておりませんが、御質問の件については、今後積極的に対応してまいりたい、このような所存でございますので、お伝えをしておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 現在、全国では人手不足等が問題になっております。当町においても、人手不足は町長も認識されていると思いますが、そして町内に外国人労働者を受け入れている企業も数社あります。今後も増加することが予想されるわけですが、その労働者を確保するためにも、宿舎が問題になっているわけですが、その宿舎の確保は、自分の余力のある資力があれば宿舎の新築等、可能でございます。

また、いい住宅に対してそうした賃貸料を払うのも可能ではございますが、なかなかそこまで資力が回らない。それよりは従業員を確保して、事業をさらに展開したいという望みもあるわけですが、経営者としては、

また、その宿舎の確保でも、現在のところ、厚労省の指針では、そうした宿舎の中の住居ス

ペース、畳3枚、1人分当たり、そうした宿舎を持っている方もおられるわけですが、今指針としては、1人当たり畳、3畳、3枚、ざっと5平米弱ですが、そうした畳3枚、宿舎で2人、四畳半では2人を宿泊できなくなるわけです。そうした宿舎を確保することで、早急に改善が必要だという企業もあるわけです。解体予定のない住宅や不用施設を貸与、あるいは低価による払い下げを今まで個別の案件によっては対応されるという答弁でございますが、そうしたことは担当課で対応が可能であると理解してよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 全産業を通じて、従業員の確保、そのためには住居対策が非常に大変なんだと、大切なんだということ、これは皆さんから御意見もいただいています。私もそのように思っておるところでございます。以前からそういったお話もございましたので、今、町の制度といたしましては、なかなか公営住宅でそれを充足するということが難しい、それから家賃の設定の関係もあります。

ということで、今、民間の活力でということで、ああして賃貸のアパートを建てていただければ助成金をお支払いする制度を今つくっておりますし、おかげで今実例として町内に2つできておりますし、今3つ目のお話も、今あるところでございます。本当にありがたいお話でございます。

なかなかそれだけでは、当然充足ができない。まだまだ従業員の皆さんの確保、住居対策というのは、本当にニーズがあるわけでございますので、そうした中で、今回御質問にもございましたように、公共施設を有効活用というお話だろうと思います。先ほど申し上げましたが、法令等があるわけでございますが、自治法の中でも、普通財産の管理処分ということで、貸し付けをしたり、交換したり、売り払いをしたり、譲与したり、そうしたことは許されているわけでございます。

あとはそれをどうして吉賀町内の自治体としてのルールとか、政策、いわゆるその中へ落とし込むかという、ここになるわけでございます。普通財産は土地の分につきましては、先ほど答弁させていただきました事務取扱要綱があつて、ルールがあります。それに基づいて今からやればいいという、ただ、そのためにも幾らか洗い出しが必要になるわけでございますけど、その作業が大変でございます。

それから、建物、箱物で言いますと、何回も申し上げますが、町内に今、約延べ床面積で9万2,000から3,000平米で、そのうちの45%が築30年以上というふうに本当に老朽化が非常に激しいということで、これを向こう40年間で40%削減する、それを5年刻みで進めていきたいと、こうお話をさせていただいた。きのうの答弁の中でも、32年度までにまず幾らか踏み込んだ個別の管理計画をつくってということで、ひょっとしたらその中で、先ほど申し上げ

ましたような、売り払いであったり貸し付けであったり、それから譲渡であったり、そんなお話が出てくるかなと思っています。

いずれにしても、そうしたことを活用させていただいて、行政の財産から民間のほうの財産ということになったときに、それをまた民間の活力でしっかり有効に活用していただくということであれば、それは行政としての財産のあり方を検討して、今度は民間のほうでしっかりそれを活用していただくと、こういった流れができるわけでございますので、それを何回も申し上げますが、これから事務的な手続を始めさせていただきたいということで、これまでなかなかそういった対応が本当何十年間でできていなかった。

ですから、9万2,000から3,000ぐらいのものになったということですから、これをいかに今から有効に活用していくかにかかっていると思いますので、時間をいただくということはお許しをいただかなければならないわけでございますが、ルール化をしていきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） そうした対応は可能であるということは、少し時間をいただきたいということですが、そうした資産をある程度有効活用することによってどちらにも利益が生じると、そうした経営観念を持って対応していただきたいと、かように思うわけでございます。

私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番、桑原議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午後1時33分休憩

.....

午後1時42分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

11番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 最後になりましたが、3点通告してありますので、順次質問をしてみたいです。

まず最初に、定住対策と農業振興についてであります。定住するには、産業もきちっと裏づけがないとなかなかできない、定住には結びつかないということで、このテーマで少し質問をしていきたいと思っております。

超高齢社会を迎えて、人口の減少は、実際現実として、地域の維持なり自治体の活力なりを削いでいるわけですが、その中で自然減というのは、今なかなか、今申しましたように、超高齢

化社会を迎えて、なかなかこれを抑えるということは難しいんだろうと思いますけど、社会増をふやしていくその施策を今行政がきちっと打ち出す、もう少し遅いんですけど、打ち出さなければ、本当に地域地域が疲弊して、自治体の存続さえ危うくなってくる、そのような危機感を持っていますので、この質問をさせていただきます。

先般から社会増で33人、昨年10月からことしの10月までに、33人の社会増があったということが報告されておりますけど、この内訳をまずお示しいただきたいと思います。どういう人が移住をしてこられて、どういう施策のもとに移住を、この町の移住を選択したのかということ、まずお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まず定住対策と産業振興についてということで、人口の動態について、まずお答えをさせていただきたいと思います。

社会増の要因につきまして示させていただきたいと思いますが、いろいろ統計数値があるわけございまして、これは島根県が取りまとめております人口移動の調査ということで、お答えをさせていただきたいと思います。

吉賀町では、平成29年は、転入総数は255名、転出総数が218名で、転入総数から転出総数を引くと37名の転入超過となっております、いわゆる社会増となっておりますということでございます。

参考までに、島根県内で社会増となった市町村、吉賀町を含めまして6つの自治体があるようございまして。今申し上げました島根県の統計による37名の超過転入、いわゆる社会増、つかめる中での増加の要因を申し上げますと、転勤、就職、転職等、いわゆる職業に関するものが16名、就学、それから卒業によるものが16名、その他が5名というような状況でございます。これ以上のちょっと手持ちの資料での分析ができないので、お許しをいただきたいわけですが、特に就農のみでの数値が不明でございますので、つけ加えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この今、37名の方の内訳をお聞きしました。就職、職を求めて16名。この方は、今、出雲市などで増加している外国の方の就労かどうかはわかりませんが、どっちにしろ企業、その他に就職されたということだと思います。学校が、サクラマスを中心とした移住じゃないかと思っておりますけど16名、その他が5名ということで、今、吉賀町では、大変全国的にも有名になっています子ども・子育て支援、要するに、社会全体で子どもさんを育てていこうという施策だと思うんですけど、それがどのぐらいの、この移住に対して効果を発揮しているか。もちろん移住者だけではなくて、ここで生活しとる人の子どもさんにも、それはそれで有効な手段だとは思いますが、少し要点を絞ってみますと、このことが本当に子ども・子

育て、私はこの「子ども」という字を外すべきだと思っておりますけど、子育て支援に役立っているのはたしかですけど、子どもさんのために本当になって定住なり移住が行われているのかということをごどのように考えておられるか、まずお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 平成27年度から学校給食費、それから保育料、さらには高校生までの医療費の無償化ということで、これを三本柱ということで、27年度から完全無償化で今行っております。出生数、以前お話ししましたが、平成17年合併をして13年間、今たっていますが、なかなか子どもが生まれない、年平均にしましても30人足らずということで、そうした中で、27年度からのその子育て対策をした後の29年には50名、数の捉え方によると、49という捉え方もあるわけなんですけど、いずれにしても50人近い子どもが生まれたということで、年平均ベースの1.7倍まで膨らんでおります。

ところが、子どもさんの出生数はやっぱり年によって波があるということで、多かった年は、次の年は幾らか減る。そういった波を少しずつ増減の率を少なくして、徐々に全体を底上げをしていくというのが一番の理想形だと思いますが、ことしの出生数がどのぐらいになるか、また来年の出生数がどうなるか、非常に気になるところではございます。

今お話がございましたように、少子化対策、今やっております三本柱が、移住・定住含めて、特に地元におられる方も含めて、どのぐらい効果があったのかというお話でございますが、残念ながら今、数的なものは、こちらのほうではつかんでおりません。実際子どもさんを生まれる、そうした対象の方、世帯とか若い方を対象に実際悉皆調査をすれば、そうした傾向が間違いなくわかるんであらうと思いますが、現在のところ、そういったアンケートなり調査をしておりませんので、何ともはっきりしたことはお答えできないわけでございますが、漠然としたお答えで大変恐縮なんですけど、そうした制度があるから、2人目、3人目出産というようなお話も現に聞いておりますし、それから、こちらのほうへUターンをされた方、Iターンをされた方、定住された方、そうした方と意見交換をする中でも、そうした子育て支援、魅力を感じてこちらのほうへ来ましたというようなお話を聞く機会も数多くあるわけでございますので、100%とはなかなか言い切れませんが、そうしたことを要因に、やはりこちらのほうへ住み着いていただける、地元で頑張っていただける、そうしたことにはつながっているのではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 子育てなり、いろいろな定住なりに少なからず寄与をしているのではないかという見方をされているようですが、ここで少し定住ということで質問をしますので、少し趣旨が違うと言われるかもわかりませんが、学校給食なり、子どもさんの教育

ということについて、少し町の考えをお聞きしておきたいと思います。

特に学校給食のことなんですけど、今、きのうも同僚議員から、邑南町の学校給食の値上げの件がありました。これは食材費の高騰によって、中学校で300円、小学校で265円の負担をいただくというお話だったと思いますけど、邑南町が給食費を無料にしていない町であります。しかし、中山間地の美郷、邑南、そういうところは、人口の社会増を見ているところであります。私は、必ずしもこの学校給食なり、子どもさんのいろいろな経費をタダにして、それによって定住なり移住が進むとは考えておりません。むしろ今、後からまた質問しますけど、ここに移住してこられて、ここで居を構えて、自分で農業なり、いろいろな起業をしようという方は、それなりの志を持って来ている方でありまして、別に給食費がタダだからここにいる。ベッドタウンじゃないわけですので、ベッドタウンでしたら、職を持ってここに、子育ての経費が要らないところに住んで、そこに30分なり1時間かけて通勤していけばいいわけですけど、今ここに吉賀町を魅力に感じて定住しようとする方は、やはり環境とか、自然とか、人のよさとか、いろいろな複合的なことで吉賀町を選択をしているわけでありまして、別に子どもを育てるための経費がタダだからということはないと私は思っていますし、そのような話は数多く聞いております。

そこで、先ほど教育長のお話もありましたけど、例えば、学力の問題、そして特別支援学級の問題。今、はっきりした原因は分かりませんが、農薬で発達障がい、学習障がいを持っている方が増加しております。15人に1人と言われておりますし、注意欠陥多動性障がい、授業中に落ち着きがなく動き回るとか、そういう子どもさんですけど、ADHDと言われておりますけど、米国では4歳から17歳の方で5,400万人という統計が出ています。何でもこういうことを言うてますかといいますと、当町は、UIターンフェアなどでは有機農業を宣伝しながら、実際、稲のカメムシ防除とかは空散でやっております。果たして、人集めのときだけに有機農業を持ち出して、そして実際はこの町では空散をしている。そういう町が本当に子どもさんの将来を思って優しい町なのかということ、私は疑問に思っているわけでありまして。先ほど言いましたように、学力の向上の経費も将来の子どもさんのことを思うと大いにつぎ込むべきでありますし、何よりも子どもなり人間を大事にする町でしたら空散はやめるべき、そのように思っています。

それをなぜそういうことを言うかといいますと、その給食費を無償化するよりは実際に健康で地元でとれた野菜なり米、米は有機米を100%ここは使っていますけど、そういうことで子どもさんの健康を守っていく。それと学力を上げていく。そういうことに、私はもう少しお金を使うべきだと思いますし、同僚議員がばらまきというてましたけど、タダでお金を出すというのは政策ではなくて、一番簡単な方法だと思っております。前も一回紹介しましたが、ローマが滅びた原因はパンとサーカスであります。要するに機嫌取りの政治をしたからであります。

やっぱり将来を見据えた政策をすべきだと思いますけど、町長、あそこの会長になっていきます

ので、空散の問題について今後とも、今、外注に出していますけど、今後ともこれを続けていくのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

これは、移住者を迎える条件としては余り勧められた政策ではないと思うので、その町長のお考えを聞いておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。町長、通告外ですので、町長の範疇で答えてください。

○町長（岩本 一巳君） わかりました。

学校給食費のお話から始まったわけですが、邑南町の例、これ、先ほどのほかの委員の方からお話がありました。値上げのお話でございます。

吉賀町も御多分に漏れず、やはりその食材を調達するにはやはり物価の高騰の折でございますので、幾らかやっぱり給食費自体も単価を上げなければならないというお話は、今、教育委員会からも伝わっているところでございます。

まだ、それを決断するには至っておりませんが、そうした次期がいずれ来るのではないかとということでございます。

それから、経済的な負担を軽減をしたいということで、前町長のころから、まず半額から始まって27年度から、先ほど申し上げた3つの施策について完全無償化をしておるとことでございます。

あくまで趣旨は経済的な御負担の軽減ということでございます。そうした中で、幾らか所得に応じて差異をつけるというようなお話もあるようでございますが、そこは等しくということで、今、対応させていただいておるところでございます。

先ほど教育長のほうからも答弁した関連で、学力の低下とか、それから特別支援教育学級の関係で多分に農薬が影響しているのではないかとというようなお話でございました。

ただ、これは私もそれがはっきり根拠になった資料あるいは文献を目にしたこともございませんので、何ともそこについてはコメントのしようがないということを申し上げておきたいと思えます。

ただ、そういったことが本当にあって、発達障がいであるとかそういった子どもさんに障がいが出るような、ある意味支障を来すようなことがあっては、これはならないわけでございます。また、そうしたエビデンスがしっかりしたものの文献等があれば、ぜひ、御提供いただきたいということでございます。

それから、空散のことでございます。確かに、また年明けには広島で、島根ふるさとフェアとか大きいイベントもありますし、全国各地で首都圏とか大阪、近畿圏でもいろいろなイベントもさせていただいております。そういったときには、当然、有機農業というアナウンスもさせていただいております。

有機農業に限らずでございますけど、吉賀町のいいところはいろいろ小出しをして、魅力の一つということでお話なり定住相談もさせていただいていると思っております。もちろん、吉賀高校の町外、県外からの入学についてもそうしたアナウンスを魅力の一つということでお話をさせていただいておりますので、有機農業全てですということのアナウンスは間違いなくしていないと思います。魅力の一つということでアナウンスをさせていただいておるということでございます。

町内には、当然、有機農業に限らず慣行農業もしていらっしゃる方もいらっしゃいます。面積の比較は申し上げませんが、そうしてやっぱり共存していくということは今の現段階においては必要なことでございますので、空散のことにつきまして、私、今、農業公社の会長もやらせていただいておりますけど、そうしたことも含めますとやはり現状の中では、そうした御要望があればそれに対応させていただくということになるのではないかとこのように思っております。

学力の問題とか、それから有機農業を初め、それから空散の問題、いろいろ多難なことがあるわけでございますが、非常に難しい問題であるということは承知をしております。いろいろな角度から関係者の皆様と意見調整をさせていただきながら、適切な対応をとらせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） これ通告外と言われますけど、一般的に全部網羅しているわけですので通告外ではないと思っておりますけど、それはそれとして……。

○議長（安永 友行君） 庭田議員、3件出てるんですが、3件目、1件目のが全然済まないうちから方向外の質問であったから通告外と申し上げたところなんで、通告外と思っておりますので注意してください。

○議員（10番 庭田 英明君） はい。議長、何分から始まりましたか。

○議長（安永 友行君） まだ充分あります。（「43分」と呼ぶ者あり）

私は、1分余裕を見て44分にしておりますので。

○議員（10番 庭田 英明君） ありがとうございます。

○議長（安永 友行君） 2時43分までとします。

○議員（10番 庭田 英明君） わかりました。ありがとうございます。

次に、有機農業のことについて少しお聞きしておきたいと思っております。

27年に有機農業推進協議会の案ができております。多分、私の記憶ではそれからずっと塩漬けにされておまして、1回も会議は開かれていない。ましてやもう既に全役員さんの任期も切れているという状態であります。

私は、この質問の中で小農の育成がぜひ必要であろうということを訴えたいわけでありまして。農水省は、農地バンクの見直しをかけております。23年度までに担い手による土地の集積を

8割にしたい。今、5割ぐらいなんですけど8割にしたいということでもあります。その反面、農業も工業もいろいろなところでグローバル化がもう世界を占めていまして、その中で小農の権利がだんだん失われている。種子にしろ、価格にしろ全部大手という大規模な商社が握って、小農の権利が奪われているということで、このたび国連で小農の権利を守る宣言が行われました。

まさに世界がグローバル化だけに行き詰って、やはり小さい地域・地域、国なり地域を大切にしていこう、それが環境なりいろいろな面でこの地球を守ることだということで、国連が小農の権利宣言をしたわけでもあります。

今、世界ではグローバル化が進んでおりますけど、食料の80%が1ヘクタール未満の世界、地球全体で賄われているという事実があります。

ちなみに、日本の耕作面積を見ますと、平均で1.9ヘクタールであります。北海道のように30ヘクタールとか大きな面積を持っているところと、中山間地を足して平均を出したわけです。1.9になっておるわけなんですけど、この中山間地はまだまだ1戸の面積は少ない。アメリカが170ヘクタール、1家の経営面積として170ヘクタール、オーストラリアが2,970ヘクタール、これは放牧などをしているからだと思えますけど、フランス、EUで農業国と言われているフランスが56.6ヘクタールであります。

そこから考えますと、なかなか、今、きのうの同僚議員からの質問にもありましたけど、この山の中で単品をつくって生活していく、そのようなことは不可能なわけでありまして、一昔を振り返ってみますと、炭焼きが終わってシイタケをやり、クリをやり、ワサビをやって、そして里では米をつくり、野菜をつくって自給をしながらこうして今が続いているわけでありますので、私は、今、ブランド化とかいろいろなことを言われていますけど、それはそれで推し進めていく、行かなければならない政策だと思えますけど、なかなか、わずかこの吉賀町で800ヘクタールにも満たない耕地を耕しながら、この地域を守っていくというのは難しい。ましてや今まで土地を集積してきた方が、法人にしろ、個人の方にしろ手放さなければならぬ時代を迎えているわけです。小さい農家が生活していける。そのような政策を国の政策に頼らずに、ここはここできちっと基礎を築き上げていく。そういう農業政策が、今、必要なんだと思っております。

幸い、ここには半農半Xの一方であります、工場もあるわけでありまして、いろいろな面ではかの町村とは恵まれているところがあると思えます。その辺のところでもう少しきちっとした農業政策を打ち出す必要があると思えます。

そこで、そこをどうして支援していくかということでもありますけど、本題に戻ります。

まず、これ昨年の選挙のときにある高齢者の方からお聞きした話なんですけど、独居の御婦人の方です。野菜を小さな畑でつくられていました。「やくろ」に出したいんですけど、要するに免

許を自主返納しておるので、持っていくことができない。かといって、100円でも200円でも、年金暮らしですので、生活の足しにしたいんだという話を聞いたことがあります。今、「やくろ」にしろ、エポックにしろ、生産者は大変高齢化してしまして、つくるのはつくれるけど、やはり持っていくのが大変だという話があります。

私は、あとからキヌヤの話も出したいと思いますが、こういう高齢者の方の、これは保健福祉課も、もうちょっと声を大にして、庁舎の中で言ってほしい話なんですけど、生きがい対策にもなっておるわけでありますので、この辺のところを、ぜひ、きのうもありましたが、これがいいか、悪いかは別として、地域維持特措法の骨子、特定地域づくり事業協同組合の、町長も話をされていましたが、こういうことも活用して、小さな農家を守るために第3セクターをきちっと手当をしていく。人的マンパワーの支援であったり、いろいろな補助事業もあると思いますが、そういうところの指導もしていくということが、ぜひ必要になっていくのではないかと思いますけど、その辺のところ、町はどのように考えておられるか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 前段で、小農のお話がありました。今回の質問は、それに依拠した内容ではないかというふうに受け取っているところがございますけど、先ほど御紹介がございましたが、11月に国連委員会のほうで小農の権利宣言というものが採択されたというお話がございます。この宣言、これまで小農という定義が、家族農業、そうしたことに限定されておったのが、結局、今回の宣言の中では、結果的に農林水産業全般に守備範囲を広げていくという中で、特に、家族であったり、それから地域での小づくりをされておる農家の方、そういったことを全部含めてというようなことが、今回の特徴だということを目にしたことがございます。

ということですから、当然、大規模な農業をしておられるアメリカを初め、先進国は、これに反対をするということですが、一方、日本がどうだったかということ、棄権をされたということで、ある意味、そこは残念なんですけど、とはいいいながら、今から日本の政府が、それに向けてどういった検討をしていくのか、ここはしっかり注目をしていかなければならないなというふうに思っているところでございます。ということになりますと、やはり当町の場合も、そうした視点で、これからの農業を考えていかなければならないというふうに思っております。

それで、通告にもあります、まず1点目は、公社、エポックへの支援のお話だろうと思います。現在、新規就農者の就農後の販売先につきましては、「やくろ」やエポックなど、いわゆる産直販売所が多くなっておりまして、自分の野菜がどれぐらい売れるのか、情勢を見定めるには有効な出荷先となっているところでございます。新規就農者にとっても、少量多品目を生産する農家にとっても、直売所は重要な位置づけであるというふうに認識をしているところでございます。

先ほど、高齢者の方のお話もございました。これは若い方に限らず、高齢者の方、野菜とか、

そういった加工品も含めてでございますが、全ての方に共通することだと思えます。

いずれにしても、公社、エポックがあるわけでございます。行政と関係機関、団体でしっかり連携をとって、そうした支援なり対策を講じてまいりたいと思えます。

それから、先ほどもお話がございました、ほかの議員さんのときに私も答弁いたしました、やはり年が明けて、通常国会の中で議員立法で新しい特措法が出るというのは、これは農業に限らず、全産業を通じて、私は非常に注目をしております。制度設計がしっかりできて、全体のスキームを含めて詳細が見えてくれば、当然、検討に値する制度ではないかというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この有機農業推進協議会の活用ということで御質問しましたけど、この協議会を今後どのようにされていくのかという答弁もお願いしたいと思います。といいますのは、安来、江津、浜田など、この推進協議会を立ち上げたところが、島根県の有機の郷づくり事業を積極的に活用して、有機農業の推進なり、農業の振興なりを図っております。

30年、ことし、吉賀町でも4件の利用、組合なり、個人なりがありました。1名はIターンの方でありますし、1つの組合は町長の地元であります農事組合法人きずなの利用であります。

やはり、私は全町的に有機農業をどうでもこうでも推進しろということを言うておるわけではないわけでありまして、そこは行政がどのような方向にかじを取っていくかというのは、産業課なり、町長なり、皆さんのお考えだと思いますけど、こういう事業があつて、なおかつニーズがある。そこを、やはり行政はきちっと手当をしていく。その責任はあると思うわけであります。3年も4年も案をつくりながら塩漬けにしておる、まさに怠慢だと私は思っております。担当者の方は、積極的に動いてくれていますけど、しかし、それは全庁的に動く、それが町の姿勢を見せることだと思いますので、この推進協議会をどのような位置づけをしていくのかということをお聞きしておきたいと思えます。

それと、エポック、「やくろ」のことが出ましたけど、キヌヤさんがローカルブランド協力会というのをつくっております、町長の名前もここに載っているわけであります。801の協力会員がおる中で、吉賀町には49の会員がおられます。その中で、私が特別な企業の名前を出して、ここで言うのがいいのかというのは、少しためらいがあるところですけど、この吉高ライスバーガー、吉賀高校と一緒にライスバーガーを開発して、吉賀高校のアントレプレナーシップと一緒に協力している。その姿勢が、まさにここで一緒に生きていこうとする企業の姿だと思うわけです。こういうところに、少し、町は積極的に参加をする必要があるんじゃないかと思っております。一企業がやることだから、それで、もう行政はふたをしてしまうというのではな

くて、積極的に、こうやって吉賀高校まで一緒に巻き込んでやっておるわけですので、別に町が企画なり、総務課でも支援室でもいいんですけど、一緒にやっていきましょうという姿勢を、やはり見せるべきだと私は思うわけです。

その辺のところ、少し上から目線とは言いませんけど、職員の方の負担も大きいというのはわかりますけど、そこはそこで町長が時間をとれるような方策をとって、手綱を少し緩めて、しっかりやってこいというべきだと考えます。それは、一企業にどうのこうのじゃなくて、町の姿勢として、ほかの企業にもそういう姿勢を見せるべきだと思いますけど、いかがでしょうか。推進協議会とそのことについて少し御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、前段の有機農業の推進協議会の関係でございます。なかなか実が見えてこないといえますか、進捗度合いが非常に悪いというお話でございます。否定するものではございません。そうしたことも私の耳に入っておりますので、そこはまた担当課を通じ、あるいは組織的に、そうしたところをしっかりと前に向けて、事業が進んでいくように、これからも私のほうからも指示を出させていただきたいと思っております。

それから、キヌヤさんのお話で、LB、ローカルブランドのお話で、四十数名いらっしゃるといってございます。キヌヤさんにつきましては、ああして七日市のスーパーさんが撤退をされる、お店を閉じられるという中で、本当に、私もキヌヤの社長とは先輩、後輩という間柄もあって、お話をさせていただいて、結果的に七日市の店舗を出させていただいたということで、本当に感謝をしております。

それから、社長御自身が吉賀高校の卒業生であるということもあって、先ほど御紹介もございましたが、吉賀高校の生徒さんが、ああしてアントレプレナーシップの教育の中でライスバーガー、今は、なかよしプリンというプリンまでつくっておられまして、よしかの里のほうで製造もしておりますけれども、出身母校の生徒さんがああして頑張っておられるということを本当に受けとめていただいて、今、レシピもキヌヤの総菜部のほうでしっかり管理をさせていただいて、販売もしていただいているということでございます。

私も、当初、キヌヤさんのほうへ、七日市店の出店に際してお願いをさせていただいたときに、ぜひ益田のショッピングセンターのほうで吉賀町のフェアをやるんじゃないかと、こんなお話をいただきました。その前段で、まず、キヌヤさんにやっていただいたのは、益田のショッピングセンターの1階にございますが、生鮮食料品の前に吉賀町という専門のブースも、今、設けていただいて、そこに加工品を初め、いろいろなものを今、置いていただいています。非常に好評を博しているということで、感謝を申し上げているところでございます。

それをやって、その年に初めて、吉賀町フェアを開催をしていただきました。1回目、2回目、

年が明けて1月の下旬が、今後3回目になろうかと思えます。行政といたしましても、支援はさせていただいているところがございますが、なかなか、まだまだ人的な部分も含めて、足りない部分があるのではないかと思います。前段の調整は、キヌヤ様のほうで、今、させていただいてますけど、行政のほうとして、しっかり支援をできるところは支援をさせていただくということで、私もそんな御縁で、本当にお世話になってますので、1回目の吉賀町フェアのときから、時間を見つけてというより、土曜、日曜日の2日間、終日でございますので、毎年、大体あのころは文化財防火訓練と日程がかち合うわけでございますが、それを終えて、土曜の午後であるとか、それから日曜日も半日あるいは1日時間があけば、みずから出かけて、ショッピングセンターのほうではっぴを着て、フェアのほうにも参加をさせていただいております。

職員もさることながら、私自身がそういうことを前に出てやりませんと、職員はその姿を見て仕事をするわけでありますので、そういったところもしっかり、また年が明けましたら1月の下旬でございますので、協力をしっかりさせていただきたいと、こういった思いでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） なかなかみ合わないところもあるんだろうと思えますけど、ぜひ行政も積極的にこの支援をする、キヌヤさんに限らず、いろいろな企業にそういった支援をする。そうして吉賀町の、ここでは生産者なり、高校生の方なりが共同でやっていくわけですので、ぜひ一緒になってやっていっていただきたいと思えます。

そこで最後になりますけど、先般の12月号でしたか、町長のコラムの中に蔵木小学校で給食をいただいたという記事が載っていましたが、学校給食法では地元の食材を30%以上、そして国産80%以上、目標数値ですけど、使いなさいという指針があります。吉賀町は、米は100%有機を使っていますし、平均で地元産の野菜は50%ちょい使っております。加えて、これまた有機農業運動の宣伝ではないのですが、取り組みになりますけど、環境保全生物多様性の国際シンポジウムが千葉県のみすみ市であったそうであります。ここに吉賀町の学校給食の紹介がされております。

いすみ市が吉賀町の有機農業の取り組みを知って、御招待して、パネラーとして発表をしたということですけど、それはそれとして、町長のコラム、せっかくトップがそうやって宣伝するわけですので、ただ食事がおいしかっただけではなくて、そういう吉賀町の給食はちゃんとした食材を使いながら、子供さんの命を育てているのだということをもう少し宣伝していただきたいと思えますけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 給食食材のことで、米100%有機米であったり、野菜が50%強だろうと思えますね、私も目にしたことがあります。それから千葉県いすみ市のシンポジウム、実は

私も東京に行く折がありましたので、時間があけばとちょっと狙っておりましたが、時間の関係で参加することができませんでした。産業課の職員がこちらのほうのシンポジウムへ参加をしたということで、復命を受けておりました、そのシンポジウムの状況は私のほうにも、今届いているところでございます。

それで町長コラムはああして、ことしの3月号から掲載をさせていただいて、なかなか記事は次に何にしようかなというぐらい本当に毎月迷うのですが、基本的にはあのコラムは各地区、五つの地区、公民館エリアがあります。そこを順番で回していこうかなというような思いでございます。という中で、先般蔵木の小学校のほうへ給食を食べに行きました。本当においしかったのです。おいしいということをアナウンスさせていただきました。

そのときに、やっぱり勉強させていただいたのは、子供さんが、これは教職員の方も一緒なのですが、本当においしい給食だということ、それから食事のマナーであったり、片づけであったり、特に私がびっくりしましたのは、今給食は牛乳のパックで、それをしっかり洗って、乾かして再利用するのだということ、低学年の女子の児童の方から直接勉強させていただきました。本当に新しい気づきを与えていただいたなと思っています。

今、御意見ございましたように、ただ単においしかったとか、そういうことじゃなくて、いろいろなことを発信していくすべにも、このコラムを使っていきたいと思えます。なかなか紙面で、今2段抜け、3段ぐらいをいただいていますけど、その中にぜひ写真を1つ入れたいなという思いで写真を入れたりするので、その活字の数からいうと制限がございますので難しいところもございしますが、ただ単に客観的なものだけではなくして、情報発信をするすべとして、しっかり有効活用を今後もさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 当初は、すばらしい自然に恵まれて、本当に人間も穏やかですし、そういうところをしっかりと宣伝しながら、町を盛り上げていったらと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。小農の育成という項目は終わりました、次に、斎場の改修・改築について、お伺いをいたします。

これは税務住民課からいただいた資料なのですが、29年度の火葬場を使用した人が106名であります。今まで、同僚議員から道路の改良とか、駐車場の改修とか、いろいろ出ましたけど、何しろ今の火葬場が狭いという声を多く聞きます。風雪、風雨、大変、参加者の多いときは、外に出て、1時間過ぎさなければならぬ。しかも参加者は、当然のことなのですが、高齢者の方が多いでございます。トイレとか、椅子もパイプ椅子ですので、ガタガタしながら片づけるというような、余り最後の場にふさわしい場所かという、少し手狭な感じがいたします。

これはぜひ改修して、もう少し使い勝手のいい斎場にするべきだという声が多くあるわけです

けど、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、斎場の改修・改築についてということでお答えをしたいと思います。

この施設の改修・改築につきましては、町議会からも決算委員会報告書の中で待合室、外部トイレの増設等、スピード感をもって対応するという要請を受けておりまして、御指摘のとおり住民からも強い要望が上がっているということで認識をしているところでございます。町といたしましても、皆様の要望に対しまして応えてまいりたいと検討しておりますが、スペース、財源や、民業への影響等から、十分な広さを持つ新たな葬祭施設の建設には、いろいろクリアしなければならない諸課題があるというのも事実でございます。

そうした中ではございますが、御不便をおかけしておりますトイレの対応、待合室の増築等につきましては、迅速な対応が必要ではないかというふうに認識をしております。これから新年度の当初予算編成に向け、査定作業が始まります。まずは、いずれにしても工事に着手する前段では、設計業務等の経費について検討しなければならないかと思っております。事務方といたしましては、皆様の御要望に少しでもお応えすることができるように、予算編成等において努力をしていくということで御理解を賜りたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ぜひ、過酷な環境を早急に解消していただきたいと考えております。

3番目の、指定管理者制度の見直しと遊休施設の活用でありますけど、これは先ほど4番議員が質問をいたしまして、大変前向きな御回答をいただきましたので、私のほうとしては少し省いた質問をしたいと思っております。いつまでもこういう遊休なり、私は利用料金制度が適用される施設は売却なり、いろいろな方法を考えるべきだという考えなのですけど、このイングリッシュガーデンがリゾート型の宿泊施設のブライダル業者に売却が決まったという記事が出ていますし、風の国の譲渡の公募条件も決まって、今から売却に入るということです。

いろいろな施設が売却なりがかなうかどうかはわかりませんが、そこで立ちどまっていたのでは、前に進まないわけでありまして、いつまでもこの膨大な遊休施設を管理していくという、財政的な能力といいますか、余裕もないわけでありまして、先ほど4番議員の質問に答弁されたように、まずスピード感を持って制度設計を行っていただきたい。そのことを要望しておきたいと思っております。町長少し、お考えを。

それと、文科省が調査した中で、これは学校施設になるのですが、全国で6,811校の施設があります。7割が文化や福祉施設などに貸し出されている、利用されているということとし

た。今は遊休かも知れませんが、やりようによっては町の財産になって、行政と一緒に町を盛り立てていける、そういう場所になる可能性もあるわけですので、ぜひスピード感を持って制度設計に取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 自席のほうから、答弁させていただきます。

この施設の老朽化対策につきましては、本当に今回、複数の議員の方から御意見等をいただきました。当然、指定管理のことに絡めてのこともございました。何回も答弁をさせていただきましたように、ああして公共施設の管理計画、総合管理計画がございますので、それに沿った計画を、実行をこれから進めさせていただきたいということで、何せ29年度から68年度までの40年間という膨大なスパンでございますが、それを5年刻みで、小刻みに進めていくということで、これから個別の計画等を32年度までに立てさせていただくというお話もさせていただきましたので、そのような対応をさせていただきたいと思っております。

文科省のということで、7割が文化施設、福祉施設というようにさま変わりをしたというお話でございました。早速、吉賀町の場合も、来年の4月以降は蔵木の中学校をどうするかという、また大きな課題もあるわけでございますので、しっかり住民の皆さんとか御意見を拝聴しながら、施設の有効活用について、しっかり検討させていただきたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 質問は終わりますけど、最後になります。

資料として「新農薬ネオニコチノイドが日本を脅かす」、それと黒田洋一郎さんという脳神経外科の方が書いた「子どもの脳が危ない」、その他いろいろな本が、農薬の危険性を指摘した本が出ていますので、ぜひ保健福祉課なり、いろいろな部署の方は一読をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、11番目の通告者、10番、庭田議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。

御苦労さまでございました。

午後2時42分散会
